

# 地名 散歩

## 第70回 ただの一丁目という地名

一般財団法人日本地図センター客員研究員 今尾 恵介

志村けんさんが歌って大ヒットした「東村山音頭」の歌詞に「ひ〜がしむらやま さん ちょうめ〜」というのがあった(一丁目・四丁目バージョンもある)。中学生だった私は、世の中には町名がなくていきなり何丁目という所があるのかと不思議に思ったものだ。実際には東村山市にそんな町はなく、交番で「東村山三丁目ってどこですか」と頻繁に尋ねられたお巡りさんが大変な思いをしたそうだが、全国を見渡せばそのような町は実在する。

たとえば伊豆半島南端に位置する静岡県下田市。ここにはただの一丁目から六丁目が存在しており、「唐人お吉記念館」の所在地は下田市一丁目18-26。丁目が付いたエリアはおおむね下田の旧市街地で、市制施行以前は賀茂郡下田町+地番(または小字)という表示をしていた。昭和43年(1968)から翌44年にか

けて住居表示を実施する際、一般的なケースなら「下田市本町〇丁目」や「下田市下田〇丁目」といった対応をするところを、町名なしで一丁目、二丁目……としたのである。

住居表示を実施した町における「丁目」はブロック分けした区画に過ぎないという理解のためか、郵便番号は丁目ごとではなく町ごとに付けられるのがふつうだ。従って東京の銀座のように店や事業所が数多くひしめいている地域であっても一丁目から八丁目まですべて104-0061(個別の番号を持つ事業所を除く)となっている。ところが下田市の方は「一丁目」が町名と解釈されているようで、郵便番号は一丁目が415-0021、二丁目は0022、三丁目は0023、四丁目は0024という具合に個別に振られた。

『角川日本地名大辞典』で他の「一丁目」を調



いきなり丁目で始まる下田市の中心市街。昭和43年(1968)から翌年にかけて住居表示を実施する際に一丁目から六丁目までを設定した。1:25,000「下田」平成8年修正



京都の堀川沿いに南下する「町目」。図中には七町目、八町目、九町目が見える。左上の四町目は同じ上京区ながら別系統の「町目」。1:10,000「京都御所」平成8年修正

べてみると、この下田市の他には兵庫県の赤穂市と洲本市、熊本市にかつて存在したようだ。いずれも城下町の町人が住んだエリアで、赤穂の場合は「丁目」が確認できるのは浅野長直(内匠頭で知られる長矩の祖父)が常陸の笠間から入封する前らしく、寛永年間(1624～45)の絵図には城の北側に一丁目・二丁目(中村町)・三丁目・寺町(四丁目)が記されているという。

丁目は城下町に設定されることが多いが、本来の一丁目、二丁目はいずれも長さの1町(60間＝約109メートル)に由来するもので、おおむね通りの両側に発達した町を中心部のどこかを起点に1町行くまでが1丁目(一丁目)、2町までが2丁目と線的に命名されるものであった。ところが前述したように、現代の丁目はある一定の広さを持つ町エリアのブロックの名称と化している。

実際に今も一丁目、二丁目と称している地名もあり、佐渡島の相川には一丁目から四丁目がある。相川といえば有名な金山の町として知られるが、寛永6年(1629)に街並みが整備されたもので、南北に通じる道を挟んだ両側がこの町になっており、現在の各町の長さを地図サイトで計測してみると、一丁目が135メートル、二丁目が119メートル、三丁目が113メートル、四丁目が122メートルと長さはいずれも1町(約109メートル)より少し長い、当たらずとも遠からずである。ただしこれらの町目は平成の大合併で佐渡市となったため、旧来の佐渡郡相川町一丁目(「一丁目」が町名)から佐渡市相川町一丁目(「相川町一丁目」が町名)と一見「月並み」となった。

町目の地名の中で最も数が多いのは京都市上京区から中京区に至る堀川沿いの一丁目

から九丁目までだろう(一丁目～六丁目が上京区、七丁目～九丁目が中京区)。堀川中立売の南側が一丁目で、そこから南へ順に二丁目、三丁目という具合に進み、二条城のすぐ東側の九丁目までとなっている。

このうち四丁目という町は堀川の西側にもあって別の町の扱いであるため、郵便番号も東側が602-8045、西側が602-8112と区別されている。さらに複雑なことに区内に「四丁目」と称する町はもうひとつあり、それは少し離れた二条城の北側。そもそも京都市旧市街の町割りは大半が近世そのまま非常に細かいため、区内に同一町名が複数存在することは珍しくない。このため場所を特定するには東西・南北の通り名と一緒に表記する必要がある。たとえば出水通油小路西入ル四丁目、下立売通堀川東入ル四丁目といった具合だ。区内にはもうひとつ御所の南側に「四丁目」という町名も。

中には明らかに城下町などの都市でない場所にも丁目がある。埼玉県上尾市の壺丁目は最近でこそ宅地化が進んでいるものの、過去に遡れば明らかに農村だ。江戸時代にも壺丁目村と称していた(壺丁目、一丁目の表記も)のだが、古くは一町免と称したのが転じたとする説がある。これは鎌倉時代に「地頭に与えられた土地」にまつわる地名だそう。免の字が付く地名は江戸時代なら免税・非課税地を意味することが多いのだが、この時期でも何かが免除されたのだろうか。

同じ埼玉県でも八潮市にある大字の二丁目は、条里制遺構に由来するとの説もある。こちらも市内に一丁目、三丁目などの他の丁目はない。

## 今尾恵介(いもお・けいすけ)

1959年横浜生まれ。小中学時代より地形図と時刻表を愛好、現在に至る。明治大学文学部ドイツ文学専攻中退後、音楽出版社勤務を経て1991年よりフリーライターとして地図・地名・鉄道の分野で執筆活動を開始。著書に『地図の遊び方』(けやき出版)、『住所と地名の大研究』(新潮選書)、『地名の社会学』(角川選書)、など多数。2008～09年には『日本鉄道旅行地図帳』(新潮社)を監修、2009年にはこれに対して日本地図学会より平成20年度作品賞を受賞。現在(一財)日本地図センター客員研究員、日本地図学会評議員

# 土地家屋調査士 CONTENTS

NO. 732  
2018 January



表紙写真  
「怖いよう！」

第32回写真コンクール入選  
藤本 紘一●山梨会

地名散歩 今尾 恵介

## 03 新年の挨拶／新年のご挨拶

日本土地家屋調査士会連合会 会長 岡田 潤一郎

## 04 新年の挨拶／新年を迎えて

法務省民事局長 小野瀬 厚

## 05 G空間EXPO 2017

地理空間情報科学で未来をつくる

11 平成29年度 地籍調査フォーラム

14 愛しき我が会、我が地元 Vol.47

長崎会／栃木会

17 『名古屋法務局土地家屋調査士インターンシップ』の実施について

19 連合会長 岡田潤一郎の水道橋通信

22 会務日誌

24 川柳「境」講演会

27 所有者不明土地問題研究会開催報告

29 大規模災害基金状況

31 土地家屋調査士名簿の登録関係

33 ネットワーク50

長野会

35 ちょうさし俳壇

36 国民年金基金から

38 公嘱協会情報 Vol.129

40 土地家屋調査士賠償責任保険

41 土地家屋調査士新人研修修了者

中国ブロック協議会

41 編集後記

# 新年のご挨拶

日本土地家屋調査士会連合会 会長 岡田 潤一郎



全国の土地家屋調査士会員の皆様方におかれましては、心新たに新年をお迎えのことと存じます。また、日頃より日本土地家屋調査士会連合会の活動にご理解、ご協力を賜り、ありがとうございます。

昨年も九州地方を中心に多くの災害が発生いたしました。日本の織りなす自然は、美しく優しい表情ばかりではないことを再認識させられる一年でもありました。被害に遭われた会員の皆様、土地家屋調査士会の皆様には、この場をお借りしてお見舞い申し上げますとともに、東日本大震災をはじめとした復旧途上の被災地も含めて、地域の復興にご尽力いただいておりますことに感謝申し上げます。日本土地家屋調査士会連合会は、今後も事前復興を主たる行動指針としつつ、早期の災害復興を目指した活動を行ってまいります。

さて、昨年も8月末に土地家屋調査士試験が実施されましたが、受験申込者数が19年ぶりにプラスに転じました。僅か179名(3.4%)の増加ではありますが、他の多くの士業団体が受験者減少に悩む中、各土地家屋調査士会で対応いただきました寄附講座開講や出前授業の取組といった協力の下、傾向と対策を練り、ターゲットを絞った上での広報活動の成果だと分析しています。本年以降もこの流れを大切に、次なる一手を打つ必要があります。私たちの業務が社会に対して重要かつ有用であり、やりがいやステータスを伴うものであることを、引き続き、「境界紛争ゼロ宣言!!」の旗標の下に、発信していこうと考えています。

また、昨年5月29日から実施された法定相続情報証明制度について、「法定相続情報証明制度に関するQ & A」で各土地家屋調査士会に周知しましたように、相続登記促進という制度創設の趣旨から、私たち土地家屋調査士においても職務上請求書により戸籍謄本等を取得し、法定相続情報証明の申出が可能であるという整理がされています。

さらに、昨今、社会的に大きな注目を集めている所有者不明土地問題に対し、日本土地家屋調査士会

連合会も多くの検討会・勉強会に積極的に参画し、様々なメディアからの取材要請にも対応するとともに、国民の皆様の要望事項を土地家屋調査士の視点から提言を行いつつ、特別措置法案等の情報に対しスクランブル体制を維持し、しかるべき準備を怠ることなく備えているところであります。そして、所有者不明土地を隣接地とする分筆の登記等を可能とするため、申請代理人を土地家屋調査士に限定された新たな筆界特定制度(筆特活用スキーム)について、社会のツールとして定着するよう積極的な活用をお願いしており、また、近い将来、オンライン登記申請における「資格者代理人方式」の導入も予定されており、各土地家屋調査士会においても積極的な対応をお願いさせていただくところです。

社会環境の変化は、想像以上のスピードです。不動産登記の世界にマイナンバーを紐付ける日も遠くないかもしれません。QZSSを利用した衛星測位と測位精度の在り方の議論も必要です。さらには、官民データ活用推進基本法に伴うオープン構想の議論と実践や経済産業省提唱のブロックチェーンの技術研究と利活用対応も迫られます。また、地籍制度の国際標準化を見据えた更なる活動も必要になると考えています。そのためにも全国土地家屋調査士政治連盟とも強力に連携し、行動指針を整えていきたいと考えていますが、会員の皆様におかれましても、土地家屋調査士政治連盟の必要性・重要性に対し、更なるご理解とご協力をお願いします。

最後に、私ども日本土地家屋調査士会連合会は、「私たち土地家屋調査士の未来は国民と共にある」わけであり、「ブレることなく、まっすぐ前へ」ということを全国約1万7千名の会員の皆さんと一緒に実行したいのであります。新しい年が、全国の土地家屋調査士会員の皆様にとりまして、明るく希望に満ち溢れた一年となりますよう祈念申し上げ、新年の挨拶とさせていただきます。

# 新年を迎えて

法務省民事局長 小野瀬 厚



新年、明けましておめでとうございます。全国の土地家屋調査士の皆様におかれましては、輝かしい新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

さて、近時、「不動産登記」が我が国社会におけるホットトピックスになっております。

間もなく大量相続時代を迎えることになる我が国において、いわゆる「所有者不明土地問題」への対応は喫緊の課題です。民事局では、長期間相続登記が未了のまま放置されていることがその要因の一つとして指摘されていることを踏まえ、日本土地家屋調査士会連合会及び日本司法書士会連合会と連携して、相続登記の促進をPRしてまいりました。また、昨年5月からは、相続登記促進のための新たな制度として「法定相続情報証明制度」の運用を開始し、既に土地家屋調査士の皆様からも多数御利用いただいております。さらに、昨年10月からは、中長期的な視点から登記制度・土地所有権の在り方等について検討する研究会を立ち上げたところであります。土地家屋調査士の皆様におかれましても、引き続き、所有者不明土地問題の解消に向け、一層の御協力をお願いいたします。

一方で、権利の主体である所有者が判明したとしても、権利の客体が明らかでなければ、不動産取引の活性化、公共事業や都市再生の円滑な推進を図ることはできません。昨年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2017」及び『「未来投資戦略」2017』において「登記所備付地図の整備」等が明記されるなど、登記所備付地図の整備の重要性は益々高まってきております。法務省・法務局においては、平成27年度に策定した「登記所備付地図作成作業第2次10か年計画」、「大都市型登記所備付地図作成作業10か年計画」及び「震災復興型登記所備付地図作成作業3か年計画」の三本柱に基づき、平成30年度も、全国の法務局において、登記所備付地図作成作業に取り組んでまいります。また、平成

29年度までの計画となっている「震災復興型登記所備付地図作成作業」については、平成30年度以降も継続して実施することとなりました。土地家屋調査士の皆様におかれましては、登記所備付地図作成作業の更なる実施に向け、引き続き御協力をお願いいたします。加えて、平成28年熊本地震の発生から間もなく約2年が経とうとしているところですが、被災地域における地図修正作業等についても、併せて御協力をお願いいたします。

さらに、筆界特定制度につきましては、制度発足からまもなく12年となりますが、毎年約2,500件程度の申請がされており、国民に広く認識され定着した制度になったものと実感しています。このことは、日頃、土地家屋調査士の皆様が筆界調査委員として、また、申請代理人として、その専門的な知識や技術を活かし、筆界特定登記官と連携し御尽力いただいていることが、筆界特定制度に対する国民からの信頼につながっていることの現れでもあります。筆界特定制度の適正かつ迅速な処理を実施するためには、土地家屋調査士の皆様の活躍が必要不可欠ですので、引き続き、制度の更なる推進のため御協力をお願いいたします。

このほか、昨年も引き続き、「法務省こども霞が関見学デー」及び「法の日フェスタ in 赤れんが」において広報イベントを実施し、子どもたちや引率者の方々に、筆界特定制度及び土地家屋調査士制度の広報を行うことができました。日本土地家屋調査士会連合会を始め、本イベントに御参加・御協力いただいた土地家屋調査士の皆様には、この場を借りて厚く御礼申し上げます。

最後に、土地家屋調査士の皆様の御健勝と御多幸、そして、日本土地家屋調査士会連合会及び各土地家屋調査士会の益々の御発展を祈念いたしまして、私からの新年の挨拶とさせていただきます。

# G空間EXPO 2017

地理空間情報科学で未来をつくる

## はじめに

雨空の続く平成29年10月12日(木)～14日(土)の3日間にわたり、日本科学未来館においてG空間EXPOが開催されました。

内容としては、測量機器等の展示、体験イベント、フォーラム、シンポジウム、コンテスト等が行われ、3日間で2万人を超える方が来場しました。

G空間EXPO内で、日本土地家屋調査士会連合会(以下「連合会」という。)のシンポジウムが開催されましたので、その内容を中心に報告します。

## G空間EXPOについて

「G空間(情報)」とは、「地理空間情報技術」(=Geospatial Technology)の頭文字である「G」を用いた「地理空間(情報)」の愛称です。

今回で7回目の開催となるG空間EXPOですが、その主題名称において、古くは測量・設計システム展、全国測量技術大会、地理空間情報フォーラムから名称変更の流れを受けた歴史があります。

システム展から始まったこのEXPOですが、出展者に関しては、初回G空間EXPO2010年当時には、出展者が150展を超えていましたが、今回は31展となり展示の要素は薄れ、その反面、フォーラム、



シンポジウム、コンテスト等に重きを置いている感があり、測量技術を取り巻く環境が著しく変化している傾向がうかがえます。

## 連合会主催シンポジウムについて

岡田潤一郎連合会会長による開会の挨拶から始まった連合会のシンポジウムでは、「地籍と災害～今の社会問題を考える～」をメインテーマとして行われ、午前中は【社会問題解決のための地籍】をテーマにした2講演、午後は【地籍と災害】をテーマにした4講演が行われました。



計6講演が行われましたので、下記にそれぞれ報告します。(出演者敬称略)

## 午前のテーマ【社会問題解決のための地籍】

### 1 研究報告

#### 「地籍情報を中心とした一元的土地行政情報管理のための標準化の必要性」

10:40～11:20

報告者 山中 匠

(土地家屋調査士・連合会研究所研究員)

地籍、LAS (Land administration System)、土地管理標準化に関する説明、ニュージーランドの土地情報サービスである LINZ DATA SERVICE の事例報告、日本での LADM 準拠システムの必要性、さらには合理的な土地管理システム実現の重要性が説明されました。

地籍とは、自然科学的な対象物である土地を人の集団が制度として社会的に扱うため、人為的に区画して一定の属性情報を与え、これによって効率的に整理流通させるものです。土地家屋調査士が扱う「筆界」も、この人為的な区画によって発生したものです。

LAS (Land administration System) とは、地籍を核としたシステムの概念です。土地管理標準化に関しては、各国の地籍に関する制度を体系化して、土地管理制度がより良い方向へ改善していくことを目指し、各国の土地行政がガラパゴス化しないような方向で国際標準化を推奨する提言がなされました。土地家屋調査士にとっても、この分野への関心と研究が必要で、主体的役割を果たすために行動することの重要性が問われました。

ニュージーランドの土地情報サービスである LINZ DATA SERVICE の説明は、日本からでも接続できるサービスで、レイヤーによって様々な重ね図を無料で見ることができ、その内部の専門家ツールでは、基準点、境界点の測量データの処理、分割等が行えます。昨今の度重なる自然災害とその復興の中で、LINZ DATA SERVICE のように土地行政基盤情報が統合されたものになる必要性、需要が高まっているのではないかと分析がされました。

日本においても国土地理院、法務省(法務局)等の



情報連携により、国際標準化された土地行政システムの構築が必要であり、技術的側面においては土地家屋調査士にも主体的な位置でその役割が期待されます。

### 2 連合会の事業説明報告

#### 「土地家屋調査士調査情報保全管理システム「調査士カルテ Map」について」

11:30～12:10

説明者 三田哲矢

(土地家屋調査士・連合会常任理事)

中尾隆之

(株式会社ゼンリン事業企画本部

プロダクト企画部市場企画課)

連合会の事業として進行中の土地家屋調査士調査情報保全管理システムの進捗状況が報告されました。

事業意義としては、土地家屋調査士調査・測量実施要領第6条と第8条です。土地家屋調査士調査・測量実施要領第6条における情報の共有化としては、「会員が保有する業務処理データ等については、情報の共有化に対応できるように努めなければならない」、とあります。同第8条では会員相互の協調として、「会員間においては、自己の行った調査・測量の成果等

に関して、他の会員から照会があった場合には、できる限り互いにその内容及び経緯を説明し、業務の適正な処理について協力するものとする。なお、成果の取扱いにあたっては、依頼者との関係等に配慮しなければならない。」とあります。この条項に沿って、会員が使用できる地図をベースとした情報保全管理システムの説明がありました。

システム説明としては、ゼンリンの開発した住宅地図・ブルーマップを基盤地図としたシステムにより、調査情報を地図上の位置と紐付けし、事件簿と



して一元管理でき、登録情報の基本情報・位置を調査士間で共有することができます。

さらに、情報が蓄積されるため貴重な資料の保全管理・情報継承ができ、登録情報を共有化することにより、土地家屋調査士間相互の連携強化につながります。

情報共有の範囲ですが、本取組に参加した土地家屋調査士のみで、全ての登録情報が公開されることはなく、登録情報の基礎的な部分のみ参照できます。

今後の課題としては、情報共有の部分とからむ個人情報保護に関する事項で、測量依頼者への情報提供・情報共有の承諾があります。全国の土地家屋調査士が、この事業への一部参加では事業意義が薄れますので、情報共有に関する意識統一も課題といえます。

## 午後のテーマ【地籍と災害】

### 3 基調講演1

#### 「地名と災害の関係」

講演者 今尾恵介

(一般社団法人日本地図センター客員研究員)

日本には、長い歴史の中で度重なる災害に見舞われた土地が存在します。そういった土地には、先人がその災害を示唆する地名を付けている土地が多々あります。東日本大震災後に、津波の到達を示唆する地名が多々あることで注目されたのは記憶に新しいです。



ただし、地名に用いられる漢字は当て字が大半なので、字義どおり解釈できない部分もあります。歴史的な地名を分析した場合、ある程度の転訛を含めればかなり多くの地名が「崩壊地名」に該当する可能性も生じますが、まったく無関係な場合もあることに注意が必要です。

例として、「大杉」という地名が実際には「杉の巨木」に由来するにもかかわらず、スギ＝崩壊地名と誤った解釈を引き出す可能性があります。

風評被害にも注意が必要です。地名と地盤の関係

表がメディアに流れ、週刊誌等によって「この地名が危ない。」といった記事を掲載された結果、例えば「サンズイ地名が危ない」などという根拠の乏しい非科学的な言説が蔓延することになりました。

地名に用いられる漢字は、防災意識を呼び起こす一定の指針にはなりますが、字義どおり解釈してはならない部分も多々ありますので、土地の地盤強度及び防災の観点における安全性は、地盤工学や地形学、地質学などの科学的見地からも調査が行われなければ判明しません。

地名には、その土地で安全に生活することに必要な意味がある場合があります。自分の住んでいる地名の過去の変遷や意味を知っておくことは、災害の観点から必要なことだといえます。



### 4 基調講演2

#### 「熊本地震に伴う地籍図等の早期復旧支援」

講演者 小門研亮

(国土交通省土地・建設産業局地籍整備課企画専門官)

熊本地震に伴う地籍図等の早期復興支援として、国土交通省土地・建設産業局地籍整備課による活動が報告されました。

平成28年の熊本地震では、熊本県、大分県、福岡県、長崎県、宮崎県の5県にわたる広い範囲



で地殻変動が検出され、特に熊本県益城町、西原町を中心とする地域で複雑かつ大きな地殻変動が発生しました。熊本県の地籍調査の実施状況ですが、平

成29年現在、82パーセント完了となっております。地籍調査成果の修正方法には2パターンあり、座標補正パラメーターが公表できる場合には、座標補正パラメーターにより計算で地籍調査成果を復旧し、座標補正パラメーターが公表できない地域については、再調査を実施し、地籍調査成果を復旧しますが、再調査には多くの時間と費用を要します。

国土地理院の熊本地震対応方針として、地殻変動様相が一様な地域においては座標補正パラメーターを用いて、市町村等が地籍図等を復旧し、震源付近の地殻変動が複雑かつ局所的な地域(以下「空白地」という。760平方キロメートル)のうち、地籍調査実施地域(560平方キロメートル)で再調査の方針となりました。再調査経費は、国費ベースで67.2億円(県と市を合わせるとその倍の134.4億円)を要し、年間4平方キロメートル毎に調査を実施したとしても、全て完了するのに20年以上要します。

そこで、国土交通省の地籍整備課において、この空白地における追加測量やパラメーター作成を実施する被災地域境界基本調査が実施されました。

被災地域境界基本調査の概要は以下のとおりです。

- ①被災地域境界基本三角測量として、地盤の著しい変動が発生した地域に存する地籍図根点や公共基準点(約1平方キロメートルに最低1点)で再測量を実施し、地盤変動によるズレを算出
- ②被災地域境界基本細部点計算として、250メートルのメッシュで計算点を設定し、再測量で算出した地殻変動のズレの量を基に各計算点の地盤の変動によるズレを補間計算で算出、精度評価後、計算結果の取りまとめ
- ③被災地域境界基本調査点計算として、上記の補間計算の結果から、局所変動補正パラメーターを作成し、そのパラメーターを用いた計算により境界点における地盤の変動によるズレを計算した後、地震後の位置座標を算出
- ④再測量を実施した地点や計算を実施した地点の位置、地盤変動によるズレ量を地図や簿冊に取りまとめ市町村等に提供

精度評価の結果として、実測値との差が内部評価で約1センチ、外部評価で約3センチとなり、地籍図等の復旧には問題ない精度を有し、市町村等は地籍図等を早期に復旧することが可能です。

しかし、熊本地震では、断層近辺での複雑かつ局所的な地殻変動が発生しており、断層を境に地殻変動の様相(ベクトルや移動量)が異なっていることが確認され、今回実施された被災地域境界基本調査の断層付近については空白地となりました。この空白地の面積は約70平方キロメートルです。

今後の対応としては、熊本県、各市町村と調整しつつ、この空白地における追加の測量を実施した上で、地籍整備課で作成した局所変動補正パラメーターの精度検証を実施する予定です。

## 5 災害報告1

### 「熊本震災の実態と熊本会の対応報告」

報告者 福岡鋭一郎

(土地家屋調査士・熊本県土地家屋調査士会副会長)

熊本震災の実態と熊本会の対応報告として、その日、そこで起きたこと、いま取り組んでいることの報告がありました。

熊本震災は、2016年4月14日21時26分以降に熊本県と大分県で相次いで発生した地震です。震



度7が二回観測され、平成28年4月17日から平成29年8月31日までの震度1以上の余震も4,383回と頻発しました。発災当初の避難者数は約18万人、現在の避難生活者数は約4万7千人となっています。熊本震災の特色は、内陸型地震で津波が発生せず、火災が皆無であったため、全ての被災物がそのままの場所に残存しました。台風の多い地域で、重い瓦屋根を使用していた家が多く、一階部分が潰れてしまい、罹災状況調査で半壊、大規模半壊の判定が多くありました。

熊本県土地家屋調査士会の取組としては、専門性が求められる作業から、専門性が求められる作業へと移行していきました。

- ①仮設住宅入居申請の受付事務補助員の派遣
- ②建物罹災状況2次調査の随行員(益城町)の派遣
- ③建物罹災状況2次調査の調査員(熊本市)の派遣等の対応
- ④道路水路などの境界確認作業(益城町)の代行

【平成28年9月1日～現在】

計15名で対応し、着手時点で4か月分の申請が止まっている状況

⑤法務局の建物職権滅失登記のための現地調査業務(益城町)【平成28年11月7日～12月26日】  
調査棟数 3,777棟(滅失相当3,030棟 不相当747棟)

⑥法務局の建物職権滅失登記のための現地調査業務(益城町以外の18市町村)【平成28年12月7日～平成29年2月28日】  
調査棟数 24,304棟(滅失相当3,096棟 困難16,598棟 不相当4,610棟)

⑦地図修正作業のための土地の被災状況等実態調査業務【平成29年2月2日～3月17日】  
パラメーターが公表されなかった地域の合計194か所の調査

⑧地図修正作業のための精度確認測量業務【平成29年6月2日～9月29日】  
計60名が従事して合計63.94平方キロメートルの調査

⑨街区単位地図修正作業のための境界測量業務等【平成29年9月末～平成30年3月16日(予定)】

業務を行う上での課題としては筆界復元が挙げられ、甚大な被害を受けた益城町は、いわゆる字図地区(地図に準ずる図面)で、差引残地を伴う任意座標による地積測量図や、平板測量による三斜計算の地積測量図等では、地震で広範囲にわたって破壊され、被災家屋の解体作業に伴い、ブロック塀、擁壁、境界標識が撤去されてしまった場所では、各筆界点を復元しようにもその糸口が無い状況が多いとのことでした。

益城町のみならず御船町・西原村・南阿蘇村など被災地の中心となった町村、西部に大規模な液状化地帯や熊本城の修復を抱えた熊本市などは、中越、阪神淡路、東北・東日本と同様に、被災した被害からの復興に膨大な時間と財源を要します。

地震列島に住む我々は、叡智と技術とを集積して、いつ起きても不思議ではない震災への備えを進めていかねばなりません。

最後に、報告者である熊本会副会長福岡鋭一朗氏から、多岐にわたる協力と支援に対する感謝の意が表されました。

## 6 災害報告2

### 「災害対応における地籍図の利活用」

報告者 花島誠人

(国立研究開発法人防災科学技術研究所主幹研究員)

文部科学省所管の国立研究開発法人防災科学技術研究所は、災害に強い社会の実現に向けて、様々な自然災害を観測・予見し、得られた結果の評価・検証を行うとともに、個人・地域・行政に必要な情報システム・対策技術の研究・開発と社会実装を通じて災害に強い社会の実現を目指す組織です。具体的には、地震計により得た情報を気象庁に提供すること、集中豪雨の情報を国土交通省への提供を行うなど、災害対策基本法に基づく指定公共機関として防災行政へ貢献しています。

災害対応における地籍情報の利活用では、情報共有の重要性が問われ、災害対策基本法第51条では災害情報の共有を推進することとされ、中央防災会議により発表された防災基本計画では、国、地方公共団体等は平時から自然情報社会情報、防災情報等の防災関連情報の収集、蓄積に努め、災害対策を支援する地理情報システムの構築について推進を図ることとされています。

災害対応にはタイムラインに沿った地図が必要です。フェーズとしては①平常時、②応急期、③避難期、④復旧期、⑤復興期に分類されます。

①平常時…事前の備えとして、地区防災計画や指定避難場所整備等

②応急期…災害対応として、行方不明者の探索、土地家屋被害の把握、被害者台帳作成等

③避難期…被災者救助として、瓦礫の撤去や被害認定調査等

④復旧期…避難生活支援として、応急仮設住宅の申請や、り災証明の発行等

⑤復興期…生活再建として、固定資産税の減免の措置、建物滅失登記、災害復興計画等

九州北部豪雨の土砂災害では、大量の土砂と流木により家屋や宅地の識別が困難となり、行方不明者



の搜索が難航しました。悪天候が続いたため、空中写真が撮影できたのが数日後でした。また、現場では土砂により河道も道路も区別がつかない状態であり、空中写真と基盤地図情報を重ねただけでは、現場の搜索には不十分でしたので、ゼンリンに協力要請し住宅地図と航空写真とをオーバーレイした図を作成しましたが、地図の利用制限により、どこに何枚配布したのか等の情報整理が必要となり煩雑な残務が残りました。災害発生地に地籍図があれば、筆界座標を自衛隊等が使用するUTMグリッドに置き換え、探索する区画を体系的に管理することができ、救助や復旧等のベースマップとして活用することができます。

東日本大震災での活動報告としては、陸前高田において奇跡的に津波被害を免れたサーバーから回収されたデータにより、固定資産税免除エリアの選定に役立てた事例が報告されました。

生活再建支援における地籍情報の利活用と課題に関する報告では、被害認定調査の課題として、被災家屋の位置情報と地籍情報の融合が挙げられ、一般的に提供されているジオコーダーでは町丁目レベルまでしか融合できず、GPS情報があっても地番と照合ができなければ、地籍情報とはマッチングできないことから、地籍情報に位置情報を紐付けしておくことの重要性が問われました。り災証明発行の運用上の課題として、被害認定と固定資産情報を、地籍情報を介して結合できる仕組みが必要であり、これにより事前復興計画の一環としての被災者台帳も作成できます。一例としては、熊本地震で活用された生活再建支援システムとして、新潟大学他による産学チームがクラウドサービスを提供し、16の基礎自治体で被害認定が行われ、り災証明の発行などに活用されました。

災害対応における地籍情報の活用には、事前の調整・連携が不可欠です。地籍情報は行政の災害対応において重要な役割があり、相互運用することも必要不可欠といえます。

システムの構築には、事前復興計画における地籍情報利活用の仕組みと標準手順(SOP)の策定及び訓練、地籍図データを防災システム等と共有するためのデータの標準化、地籍情報を災害の対応や生活再建支援において利活用できる制度面の整備が必要となります。

## その他のEXPO内容

連合会シンポジウム以外でも、G空間EXPO内では様々な展示やフォーラム等が行われました。その中で目に留まりました展示内容を一つ紹介します。

ドローンを用いた水稲圃場の低コストモニタリング手法の開発として、愛媛県の農業高校の女子生徒が展示を行っておりました。

水稲の生育状況は、葉緑素計でサンプル株を調査し、水田全体を推測するのが現状です。そこで、生育が良好な植物が近赤外に強く反射することを利用し、ドローンに掲載した近赤外カメラを正射画像で撮影し、水田全体の生育状況を正確に把握する研究が報告されました。これにより、生育状況に応じた管理作業ができます。

測定範囲の標定点を、VRSによるGCPの位置座標により取得し、適時の点で正射画像をオーバーレイすることで実用性のある重ね図を作成しておりました。着眼点にも感心しきりですが、これを高校生が研究していることは驚きましたし、非常にうれしく感じました。

## おわりに

連合会のシンポジウムには240名を超える方が参加し、参加者の中には中高生が聴講に訪れるなど学生の地理空間情報への意識の高さもうかがえました。

我々土地家屋調査士が保有する地籍情報は主に、法務局、依頼者、土地家屋調査士といった非常に狭い世界で動いています。土地家屋調査士に限らず、団体や個人が保有する情報を集積し、さらにはその情報が更新され、正確な情報を総合的に提供できるシステム構築は必要不可欠といえます。そのためには公益的な側面から官民一体となって今後の高度地籍情報化社会への対応をすることが必要ではないでしょうか。

最後になりますが、今回の連合会シンポジウムでは、熊本震災、九州北部豪雨、東日本大震災等が多々題材とされたので、災害に遭われました全ての方々に心からのお見舞いを申し上げ、早期の復旧・復興を願いまして報告を終わります。

広報員 石瀬正毅(東京会)

# 平成29年度 地籍調査フォーラム

平成29年10月30日午後1時から、中央工学校ホール(東京都北区)において、一般社団法人日本国土調査測量協会主催、同関東地区事業委員会共催、及び国土交通省、公益社団法人全国国土調査協会、中央工学校後援による「地籍調査フォーラム」が開催された。

当日は、多くの測量技術者、行政関係者のほか、開催会場である中央工学校の測量技術者を狙う多くの学生の姿も見ることができた。日本国土調査測量協会副会長・日水正敏氏の開会挨拶の後、フォーラムが始まった。

## 1 基調講演

### 「地籍調査の現状と今後の展開」

国土交通省土地・建設産業局地籍整備課長  
野原弘彦 氏

日本の土地の調査は、701年の班田収授法に遡り、豊臣秀吉によって行われた1582年の太閤検地、そして近代になると1873年、明治政府が財政基礎確立のため実施した地租改正と、古くから土地の調査に対する国家的な取組が行われてきた。戦後は、「国土の開発及び保全並びにその利用の高度化に資するとともに、併せて地籍の明確化を図るため、国土の実態を科学的かつ総合的に調査することを目的」とした国土調査法による地籍調査が開始した。地籍調査の効果は、不明確な土地境界を明確にすることによる国民の不安の解消、事前の防災対策の推進や災害が発生した際の復旧復興の迅速化が図られることにある。東日本大震災後の岩手県釜石市では、地籍調査成果の活用により、12か月以上の短縮効果が報告されている。また、社会資本の整備を見ると、地籍調査が実施済みであれば、用地の取得も円滑に進めることが可能となる。土地の所有者が高齢化し、スムーズな境界確認が困難になりつつある山村部においても、森林の施業や保全に必要な伐採、林道などの整備が円滑に行われることになる。

地籍整備に関する国の施策には、主に市町村が実施する地籍調査、国が実施する都市部官民境界基本調査、山林境界基本調査、被災地域境界基本調査と、民間の測量成果を活用する国土調査法第19条第5項指定がある。地籍調査の進捗率を見ると、全

国平均は52%であるが、人口の集中するDID地区は24%にとどまっている。都市部では、土地の所有者の権利意識の高まりによる境界確認の難しさや隣人関係の希薄さなどが課題となっている。また、測量においても、地価が高いので、高い精度が求められるなど、現場での課題も抱えている。山村部でも高齢化、過疎化による所有者探索の難しさは課題となっている。地籍調査の今後の展開については、都市部では、街区を形成する道路と民地との官民境界を先行して調査・測量していくことが必要である。測量技術に関しては、日本版の準天頂衛星が4機体制になるなど、衛星測位の利用機会の拡大に伴い、今後、高精度な観測技術の効率的な活用が図られることになる。

## 2 基調講演

### 「i-Construction時代に測量が進むべき道」

国土地理院企画部長 鎌田高造 氏

測量を取り巻く最近の状況は、これからの10年間で、労働者約340万人のうち、高齢化等により約110万人が離職する可能性があり、そのための対策としてi-Constructionによる生産性の向上が必要なのである。平成28年9月12日の未来投資会議において示された第4次産業革命による「建設現場の生産性革命」に向けて、公共工事の現場も、作業工程にドローンなどの新技術を取り入れ、3次元のデータを利用した建設手法を導入するなど生産性の向上を図る必要がある。これらの取組により、少人数に

よる効率的な仕事環境が生まれ、効果として、賃金の上昇、若年労働者の確保につながるという効果が期待される。

3次元地図は、自動運転には欠くことのできないものであり、自動車業界など、測量業界以外でも注目される分野となっている。これらの新しい流れに対応していくためには、競争する領域と、協調する領域を考えていくことが大切である。例えば、公的整備されたデータをオープンにすることにより、利用範囲は拡大し、生産性の向上につながるようになる。また、これらの新しい流れは、技術面だけでなく従来の法制度にも影響してくる。これからの測量技術者は、測量の本質である制度管理の在り方を今一度考えるとともに、UAV、TLS（地上レーザスキャナ）、3D地図、プログラミングといった新しい技術に精通することが重要である。また、若い人に向けては、筋道を立てた考える能力を身に付けること、読み取る能力や、相手に正しく伝える力を養うことが、これからの時代は重要である。

### 3 パネルディスカッション

#### 「女性技術者から見た地籍調査について」

【コーディネーター】

（一社）日本国土調査測量協会 理事・技術委員長  
千葉 二 氏

【パネリスト】

三重県地域連携部水資源・地域プロジェクト課主査  
原 貴子 氏

新潟県十日町市建設部都市計画課主査  
水落 恵 氏  
会員女性技術者（株）上智 補償調査課係長  
荒木文恵 氏

女性から見た地籍調査アンケートを見ると、技術者全体の人数に占める女性技術者の割合は4,100人中468名、11.4%である。そして、管理職の割合は468人中22名、4.7%である。女性技術者が従事している主な業務内容は、CAD等のデータ処理が最も多く、土木設計、地籍測量の順である。また、女性技術者が適していると思われる業務は、地籍測量（計算、図化等のデータ処理）と回答した会社が50

社と最も多く、続いて、一筆地調査が27社という結果であった。それらの回答理由は、地籍調査の全工程では、男女差はないが、急峻な地形は考慮する必要があること、内業における女性の持つ丁寧さや冷静さや、また、地籍測量では、女性技術者のきめ細やかな対応などが挙げられている。そして、地籍調査に関わる上での喜びや苦労談について、壇上でのコーディネーターからの質問には、不動産登記など法律に関する問合せに対応するなど、地籍調査の奥深さを感じることや、住民からの感謝の言葉、認証された後の安堵感などの回答があった。また、調査素図を作成する際の飛び地を探す苦労話や、完成したときのパズルを解いたような達成感も紹介された。また、豪雪地帯の事例として、境界自体の問題ではないけれど、隣地の雪が流れ込むことによる感情面からのトラブルなど、地域による苦労談も話題となった。女性技術者の持つ長所については、立会時の署名押印などの際に女性技術者が対応すれば安心感を与えることができるという、アンケートと同様の回答があった。一筆地調査においても男性技術者との役割分担が大切であるという回答であった。

全体の工程管理は女性に向いているのではないかという質問には、男女問わず、適材適所ということではないか、地形的にも体力的な負担の少ない市街地などは、女性技術者も現地での作業が可能であるという意見であった。最後に、パネリストの原氏から、採用における取組、配置・育成から登用における取組、ワーク・ライフ・マネジメントの推進、女性の活躍を応援する職場風土づくりの取組が盛り込まれた「女性活用推進のための三重県特定事業主行動計画」の紹介があり、ディスカッションを終了した。

### 4 特別講演「伊能忠敬没後200年を迎えて

#### ー伊能忠敬の業績とその後の測量史ー

（公社）東京地学協会副会長 星埜由尚 氏

近世から近代にかけての官制日本地図の歴史的な解説から講演が始まった。官制地図には国絵図、伊能図、琉球国図、迅速測図、5万分1地形図があり、国絵図は江戸幕府官庫の地図であり、幕府が各藩に命じて作成させた分国地図である。それらを集合し

日本の総図を作成したと説明された。各地の国絵図を集め編集した正保の日本図に初めて北海道が登場した。

琉球で実施された乾隆検地は18世紀中頃に行われ、今の三角点に相当する印部石という基本となる石を、沖縄全体で10,000点を配点したといわれている。それに基づき、現在の地籍図に当たる間切島針図を作成した。印部石は現在も残っているところがある。間切島針図を集合した間切集成図は、現在、沖縄県立博物館に所蔵されている。

伊能測量の測量手法は、導線法と交会法を用い、星の南中高度を観測した。小象限儀を使用し傾斜を測り補正をしているが、基準点という考え方は採用していない。三角測量の知識は持ち合わせていたはずだが、日本全土を対象とするのは当時としては難しかった。伊能図は恒星の高度を観測した緯度に比べると経度の精度が劣っている。また、測量機器の改良、誤差の軽減に腐心、朝鮮半島の山を観測する

ことにより大陸との結合を試みたこと等も特徴として挙げられる。大図、中図、小図と存在する伊能図は、天文観測による経緯度の測量などの近代性と、測量基準点の欠如などの非近代性の両面を持ち合わせている。

明治以降の近代測量機関の創設は、民部官庶務司戸籍地図掛に始まり内務省地理局となる内務省の流れと、兵部省陸軍参謀局間諜隊から始まり参謀本部測量局三角測量課・地形測量課・地図課と続く陸軍の流れがあり、その二系列が、明治21年参謀本部陸地測量部に統合されることになる。終わりに、平成30年伊能忠敬没後200年など、測量・地図関係の節目となる周年を紹介し、講演を終えた。

最後に、(一社)日本国土調査測量協会専務理事・河野俊正氏のから挨拶があり、フォーラムを終了した。

副会長 戸倉茂雄(山口会)



## 長崎会

## 『長崎県のよかところ』

長崎県土地家屋調査士会 副会長 嶋 隆信

ここは九州の西の果て、長崎です。4つの半島、971の島々からなる、人口約135万人程の県です。

県民性は、来るもの拒まず開放的などと語られることも多いですが、県民の先祖を遡ると、縄文時代以前からの先住民や、各時代、様々な事情により移り住んできた人々などのようです。

また、多数の島々により形成される地域性もあって、実に多様な人相、人間性、方言等の違いがあるように感じられます。唯一確信して言えるのは、他県と比べるとおっとり、のんびりとした雰囲気が県全体にあるということでしょうか。

歴史的には、鎖国のきっかけとなった、日本の歴史上最大の一揆、島原の乱や、その後の鎖国時代に国際貿易港であった出島が有名です。

また、長崎市は昭和20年8月9日の原子爆弾により壊滅的な被害を受けましたが、多くの市民の努力により、平和都市、観光都市として復興しています。

しかし、かつては炭鉱や漁業、造船業で栄えた時期もありましたが、近年は県民の所得も伸び悩み過疎化が進む県となり、寂しい限りです。

ただ、近年は観光地としてアピールできているよ

うで、春は長崎市で行われる帆船まつり、夏は長崎市の精霊流し、秋は長崎市の長崎くんち、佐世保市のYOSAKOIさせぼ祭り、冬は長崎市のランタンフェスティバル等があり、それぞれ20万人以上を集める催しとなっています。

帆船まつりは、毎年、国内外の壮大な帆船数隻が集まり、見て乗ってクルーズ体験もできるという祭りです。夜はライトアップされた帆船と花火も楽しめます。

精霊流しは死者を弔う行事ではありますが、遺族の作った船を鐘や爆竹を鳴らしながら、長崎の街を練り歩く行事です。県外の方がご覧になれば、その音と光と煙にさぞ驚かれることと思います。

長崎くんちは、日本三大くんちの一つとして有名で、重要無形民俗文化財に指定された伝統行事です。数々の演し物(だしもの)や多くの出店で賑わいます。

ランタンフェスティバルは新地中華街を中心に夜の街を幻想的にライトアップするお祭りです。期間が2週間と長いこともあって100万人前後が長崎を訪れるようです。

観光名所も多く、グラバー園や長崎の夜景を一望



長崎くんち



YOSAKOIさせぼ祭り



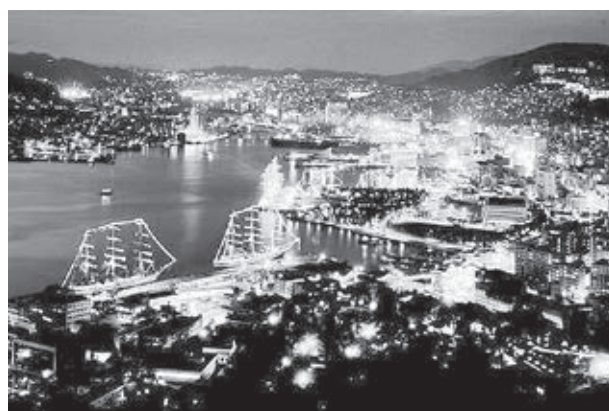
雲仙普賢岳平成新山

できる稲佐山、世界遺産に登録された軍艦島、ヨーロッパの街並を再現したハウステンボス、噴火災害で有名になった雲仙、208の島からなる九十九島のパールシーリゾート等、他にも島原城や平戸城、数々の教会や天主堂等、歴史ある建造物も数多く残っています。

また、原爆資料館には国の内外から多くの人が訪れています。

食べ物はちゃんぽんと皿うどんが有名ですが、中華料理だけでなく、田舎のお店で出てくる刺身や魚料理等も絶品です。

観光地長崎としては、会議のついでや、旅行等で訪れることがあれば、1日でも長く長崎を楽しんでいただければと思います。



帆船祭り

特に世界新三大夜景の一つとなった長崎の夜景は、一生に一度は見る価値ありとご推薦いたします。

さて、長崎会においては前々年度、日調連ゴルフ大会を開催させていただき、日本プロゴルフ選手権が開催されたパサージュ琴海ゴルフリゾートと、世界遺産に指定されたばかりの軍艦島クルーズをご用意させていただきました。遠路遙々長崎においでくださった方々には心よりお礼申し上げます。

また、今年度、歴代最年少の会長が誕生し、役員も含め一気に若返りを図りました。歴代会長の意思を引き継ぎながら、新しい一歩を踏み出したところです。

このような長崎会、そして長崎の街を今後ともご愛顧くださいますようお願い申し上げます。



長崎の夜景



## 栃木会

## 『わが愛しき郷土』

栃木県土地家屋調査士会 副会長 杉山 茂

全国の皆様こんにちは。今回は日本の「どまんなか」栃木県、そしてその栃木県の四分の一を占める日光市をご紹介します。市名となっている「日光」は皆様ご存じですね。徳川家康を祀る権現として、今からちょうど400年前の1617年に建立されたもので陰陽道の影響を受け、当時江戸から真北の方向、鳥居と陽明門の中心を結んだ線の上空に北極星を望めるよう配置されものです。この日光東照宮と隣接する輪王寺、二荒山神社を含めた二社一寺が世界遺産となっているわけです。

しかし、今回は別の観点から我が郷土の魅力を紹介します。

日光市街地は、おおむね標高500 mから山岳部は平地居住可能部分で1,200 mほどの標高があり、その差は700 mほどにもなります。群馬県との県境には2,000 m級の山が連なっていることから水資源が豊富で多くの沢、河川が存します。それはすなわち水がうまいということにつながります。水がうまいと食べ物もうまい。中でも「そば」がうまいのです。そばといえば長野県の信州そばなどが有名ですが、おいしいそばの条件は何といっても原料となるそば粉です。朝晩の寒暖差、むしろやせているといわれる土壌、人によっては朝霧のたち煙るような微妙な湿度加減など、その条件はかなり限られてきます。そして使用する水の性質やゆでた後のそばを瞬時に絞める水の冷たさ。これが我が日光は整っているのです。だからうまいのです。地元では、そばはもはや市民食？と言っても過言ではないかもしれません。そのこだわりは「うざい」を超しているほどです。二分八分であるとか十割でなくてはとか。つなぎが卵であるとか長いもを使っているとか、混ぜる水の温度、麺の太さ長さとか…。数えきれません。食べ物については人それぞれ、好きなものを好きなように食するのが原則であり、自分好みを人に押し付けるのは良くないことですね。それを承知の上であえての自分流をご紹介します。

そば粉はもちろん地元産山間のそば畑で採れる鮮度の良い実を使用したもの。やや風味を多く残すよう少し黒味を帯びるよう挽かれたもので、若干のつ

なぎは可とするものの長さは30 cm前後。付ける汁については出汁に特に大きくこだわらないが、醤油の角が立たないように十分に寝かされているもの。薬味はやや辛味の強いねぎとワサビ。できれば通常出てくる量に増して少し多めに出してもらってもよいかも…。汁に付けて食すわけですが、薬味は汁に入らずそばに少量のワサビを乗せ、汁に半分くらい麺をつけワサビが溶け込まないように配慮します。人によってはそのまま一気に音を立ててすすり、のど越しを楽しむという人がおりますが、私の場合そままでの境地には至っておりません。

そばといえば天ぷらですが、どうでしょうか？私はやはりあった方がいい…。エビなどの高級食材は必要ありませんが、できれば旬の山菜。タラの芽、ふきのとう、ミズ、コシアブラ、山ウドなどは良く合うと思います。季節でない時は定番の玉ねぎのかき揚げなどでも十分ですね。

すみません…。十分「うざい」うんちくを並べてしまいました。

我が地域では、それほどそばに対するこだわりが強く、人それぞれ「ひいきの店」、「好みの店」を何店舗か見付けて、各々のうんちくを持っています。一定の度を越した人は自分でそば粉を購入、場合によっては農家と交渉してまで確保し、自分好みのそばを生産？している者も多数います。私の場合は「親父のそば」が一番好きで自分では打てないので定期的に打ってもらっています。

日光市では、近年、紅葉の時期に毎年「日光そばまつり」が開催されていて、予想を超えて多くのお客様が見えています。近県はもとより関東都市部からも多くいらしており、「日光のそば」もやっと認知されてきたところではないでしょうか。土曜日曜を挟む3日間の開催です。夏場には近隣に「世界に誇る？日光の天然かき氷」もあります。

面積の割には人口の少ない我が郷土ではありますが、その分豊かな自然、おいしい水、満点の星空が皆様をお迎えします。どうぞ日頃のお疲れを癒しに、この地日光においでください。

# 『名古屋法務局土地家屋調査士インターンシップ』の実施について

愛知県土地家屋調査士会

平成29年1月18日から同年6月16日までの約5か月間、名古屋法務局において、当会会員を対象とした「名古屋法務局土地家屋調査士インターンシップ」が実施されました。

本インターンシップは、名古屋法務局が、「土地家屋調査士会に入会した者をインターンシップとして受け入れ、実習させることとし、その期間中、実習生に対し、土地家屋調査士としての知識・技能の向上及び法務局に対する理解の増進を図ること」を目的として実施されたものであり、全国で初めての試みとのことです。

今回、栄えある実習生第1号(別添修了証書のとおり)として、貴重な体験をされた徳田章吾会員から、受講報告が提出されましたので、ご紹介いたします。

## 「名古屋法務局土地家屋調査士インターンシップ」を終えて

愛知県土地家屋調査士会 徳田 章吾

私は、名古屋法務局初の筆界特定室のインターンシップを、昨年の1月から6月までの半年間、受講させていただきました。

まず、私の経歴ですが、私は、土地家屋調査士に合格するまで、司法書士事務所の補助者として、約15年間勤めていました。

司法書士専門の事務所でしたので、土地家屋調査士の補助者経験はありませんでした。測量等の現場経験もなければ、図面は試験のために書いたことがあるぐらいです。

しかし、今回は、この補助者経験がないことが幸いしました。インターンシップの募集要項に補助者経験がないこととあったからです。土地家屋調査士としての業務経験がない私は、少しでも業務に携わることができればとの期待から、このインターンシップに応募しました。また、今までは補助者として、法務局に伺った際に見ていた、カウンターという見えない壁の向こう側を見ることができると、ワクワクした気持ちもありました。

法務局においても、学生ではなく社会人を、それも土地家屋調査士の資格者を、インターンシップで受け入れることが、初めての試みだったので、そのカリキュラムをどうするかなど大変苦慮されていたことを、ご担当いただいた筆界特定登記官から教えていただきました。

今まで学生向けに行っていたインターンシップのカリキュラムなどを参考に、私の状況を考慮していただき、試行錯誤しながら、カリキュラムを考えていただきました。

インターンシップでは、筆界特定制度についての

講義を筆界特定登記官からマンツーマンで教えていただきました。また、法務局職員の測量講習会や次年度から筆界特定室に異動になる方向けの筆界特定に関する講義に、職員の方々と共に参加させていただいたり、早稲田大学の山野目教授の講演を拝聴したり、愛知会の前研修部長の神谷先生の講義に参加させていただいたりしました。

また、筆界特定手続における事前準備調査としての現地確認や現況等把握調査としての立入調査(現場の点検測量)や、筆界調査委員が行う特定調査に同行させていただきました。その際に、筆界調査委員からトータルステーションの操作方法についての指導を受けたことにより、トータルステーションなんて触ったことどころか、見たこともないような状況でしたが、現地での測量についても自分のできるようになりました。それぞれ、回数に限りはありましたが、貴重な経験をさせていただきました。

インターンシップを通じて、実際の筆界特定事案を基に、筆界の特定に至るまでの進め方や考え方などを教えていただけたことは、本当に貴重な体験となりました。しかし、本音を言えば、私に若干でも測量経験や補助者経験があれば、もっと深い経験や



体験ができたのではないかと感じました。可能であれば、5年後、10年後にもう一度参加させていたきたいと思います(是非、ご検討ください。)

また、半年という期間でしたので、私が携わった案件が、最終的にどのように特定されたのかを知り得ないことが非常に残念でした。

最後になりますが、このインターンシップを発案いただきました前田幸保民事行政部長を始め、ご指導いただきました筆界特定室の皆様、本当にお世話になりました。この場をお借りして、今一度、御礼申し上げます。本当にありがとうございました。

第 1 号

## 修 了 証 書

所 属 愛知県土地家屋調査士会

氏 名 徳 田 章 吾

名古屋法務局土地家屋調査士インターンシップ

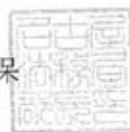
(平成29年1月18日から平成29年6月16日まで)

の実習課程を修了したことを証する

平成29年6月22日

名古屋法務局民事行政部長

前 田 幸 保



## 連合会長

### 岡田潤一郎の水道橋通信



11月16日  
～12月15日

所有者不明土地問題が、連日メディア発信されています。連合会では、かねてより「道路内民有地」がはらむ問題等を研究し、社会へ警笛を鳴らしてきたところですが、ここに来て時代が追いついてきた感があります。私たち土地家屋調査士は、国民生活に安心と安全を届けるべく、今こそ帆を上げる時です。

## 11月

### 17日 平成29年度土地家屋調査士新人研修(中国ブロック協議会)

今年度は各ブロックで開催される新人研修会に全てお邪魔し、ご挨拶と意見交換をさせていただくこととしているが、中国ブロック協議会の新人研修会場である広島県土地家屋調査士会を訪問。多くの受講生の不安や悩みを聞きつつ、自分の新人時代を思い出してみたが、昨今の新人達のほうがよっぽどシッカリと「将来像」を持っていることに感心した。

### 17日 喜多広島法務局長及び小山民事行政部長への表敬訪問

中国ブロック5県の各会長と共に新人研修会場からほど近い広島法務局を訪れ、喜多局長と小山民行部長にご挨拶させていただく。最近の登記行政全般やオンライン登記申請率、法第14条地図作成作業への対応等々、話題が多岐にわたり意義深い訪問となった。配慮いただいた広島会・松林会長にも感謝である。

### 20日 日韓司法協力・不動産登記特別講演

東京都昭島市に新装移転した「法務省・国際法務総合センター」の柿落とシイベントとして開催された日韓パートナーシップ共同研究・特別企画に、小野副会長と共に参加。韓国の訪問団からの報告で自治体による「安心相続ワンストップサービス」に興味が

湧く。また、日本からは早稲田大学の山野目先生から、日本の登記制度に関し表示に関する登記も含めて報告いただいた。土地家屋調査士の先輩方が蒔いてくれた国際協力の種が少しずつ芽吹いてきたことを実感できた。

### 21日 第9回正副会長会議

各副会長と専務理事、総務部長を招集し会議を開催。それぞれの担当部門の抱える課題と対応策の協議を行う。

### 21日 岡ゆうや松山市議会議員、望月大輔甲府市議会議員の来訪対応

共に塩崎恭久前厚生労働大臣の秘書として旧知の仲である二人の市議が、当連合会長室を訪ねて来られ対応する。私からは、除附票等の保存期間に関して、まずは松山市、甲府市への働きかけをお願いし、全国の市議仲間にも広めてもらいたい旨等お願いさせていただいた。

### 21日、22日 第5回常任理事会

常任理事会は毎回、土地家屋調査士会館6階の会議室で開催している。壁には歴代の会長の写真が飾られており、時に優しい眼差しを向けていたり、時には厳しい眼をされているように感じるのは私だけではないと思う。今回の常任理事会では、平成30年度の事業計画案、予算案も協議事項となる。執行部として5か月経過したところであり、実現性と実効性を意識した会務運営を要請した。

### 28日 日本加除出版株式会社 創立75周年記念祝賀会

私たち土地家屋調査士の業務に深く関連する書籍の発刊を行っている日本加除出版の記念祝賀会に参加。招待された皆さんも実に華やかな装いで、多種にわたり、優美な空間を漂っているようなパーティーである。主催者挨拶もなければ乾杯の発声もない、とても斬新な祝賀会であった。

### 28日 参議院議員山本順三君を励ます会

私の地元、愛媛県選出の山本順三議員の励ます会に出席。愛媛県関係者の皆さんや東京後援会の方々にご挨拶させていただく。buffeスタイルの食事には、愛媛が誇る特産品である「紅まどんな」や「じゃこてん」が並び、東京で味わう久しぶりの郷土の味に妙な感覚を抱きながら堪能させていただいた。

## 29日 衆議院議員高村正彦君を囲む会

柳澤専務理事と共に東京プリンスホテルで開催された高村正彦議員の会に参加。高村正彦議員には、自由民主党土地家屋調査士制度改革推進議員連盟の会長として長年にわたり、並々ならぬお世話をいただいていたが、先の総選挙においてご勇退されたところである。ご挨拶の中で「おかげさまで」と繰り返す先生に会場全体から心から拍手を送ったように感じたのは私だけではないと思う。高村正彦議員は自民党副総裁としての職務を継続され、国会議員としての活動はご子息が引き継がれる。

## 30日 経済産業大臣・ロシア経済分野協力担当大臣世耕弘成 政経セミナー

大臣としての職務の関係もあり、大変お忙しい世耕大臣であるが、政経セミナーを開催され、お話を伺う。平成30年度の予算編成に関して、突っ込んだ内容の講話に会場を埋めた500人以上の参加者が熱心に聴講した。

## 12月

### 1日 災害復興まちづくり支援機構 第14期定時総会及び懇親会

東京土地家屋調査士会が会員となっていたいでいる災害復興まちづくり支援機構の総会にオブザーバーとして柳澤専務理事と共に参加。都内の多くの士業の方々や研究者の先生も参加しており、懇親会でも災害に備えた事前復興の在り方や士業間の連携について意見交換をさせていただいた。

### 5日 三者連絡会(日調連・日公連・日司連)

12月の恒例となった感がある「日本公証人連合会」、「日本司法書士会連合会」そして「日本土地家屋調査士会連合会」の三者連絡会であるが、輪番により今回は日調連が幹事役となって開催。加賀谷・菅原・小野各副会長と柳澤専務理事、佐藤総務部長にも同席願う。三団体から近況報告をいただいた後、意見交換や各々の課題について話し合うことができた。

6日 登記制度・土地所有権の在り方に関する打合せ  
所有者不明土地問題に関連した法務省の取組でもある標記検討会に、当連合会から委員として派遣している鈴木常任理事と柳澤専務理事にも同席を依頼し、この問題に関する連合会の方向性について確認と整理を行う。大きく帆を広げて風を受け全速前進。

### 7日 第10回正副会長会議

正副会長会議を開催し、午後からの理事会における審議事項と協議事項を整理しつつ対応等につき確認した。

### 7日、8日 第4回理事会

第4回理事会を招集。各役員においては、日常が劇的に多忙になったと思うところであるが、連合会会務を第一義として活動いただいていることを労う。また、数多くの議案につき、できるだけ丁寧な説明を心掛けるとともに、私からは、平成30年度事業方針大綱案を示し、各部の計画に反映できるよう指示した。

8日 日調連・全調政連・全公連による「三者打合せ」  
全公連からの申入れにより、全調政連も交えての「三者打合せ」をこの時期として初めて開催。各々の組織が抱える課題や問題につき意見交換したが、主には法第14条地図作成作業に関する内容が協議の中心となる。

9日 日本登記法研究会第2回研究大会及び懇親会  
この3月に発足した「日本登記法研究会」の総会と第2回研究大会に参加するため、四谷の司法書士会館に向かう。地下の日司連ホールが会場であるが200人近くが収容できる大きな講堂である。研究大会の冒頭、日本土地家屋調査士会連合会長としてご挨拶の後、不動産登記部門の発表者として当連合会の戸倉副会長から「所有者不明土地」に関して問題提起させていただいた。なお、金関常任理事も広報取材により同行。最後に挨拶をされた、中央大学大学院・加藤新太郎先生から「議論を中核にして日々の仕事に活かす実務家であれ。」とのお言葉を頂戴し、またしても身震いを覚える。

## 12日 栃木会及び栃木県公嘱協会主催の公開講座 「所有者不明土地問題について」

加賀谷副会長のお膝元である栃木会が、公開講座を開催いただきパネルディスカッションのパネリストとして出席。栃木県内の自治体から160名を超える職員さんが参加され、栃木会の会員さんと合わせて、会場は溢れんばかりの盛況である。「所有者不明土地問題」の社会的関心の高さを実感する、自治体の公共事業遂行の立場からや固定資産税納税情報所管の視点から等、様々な角度から報告と提言がなされたところである。私からも「筆特活用スキーム」の紹介と活用、学校教育の場面でも訴えることの必要性、国や民間シンクタンクの検討会における議論の概要を報告させていただき、会場からも応援を含めた質問や意見を頂戴したところである。

## 13日 登録審査会

連合会長は登録審査会長を兼ねるわけであり、連合会会議室で登録審査会を委員である佐藤総務部長と総務担当役員として加賀谷副会長、さらに、聴問の主宰者である柳澤専務理事にも同席願い開催。退会から2年間が経過し再入会又は業務廃止の届出がな

い者を対象とした審議を行う。松尾英夫先生、坂巻豊先生には数年来の委員をお願いさせていただいており、誌面をお借りして感謝申し上げる。

**14日 全国土地家屋調査士政治連盟 第5回幹部会**  
全調政連の幹部会会議に担当副会長である戸倉副会長も同席の上、冒頭から参加させていただき、日頃の連携と協力体制にお礼申し上げる。「所有者不明土地問題」、「相続登記推進方策」、「次年度の国家予算概算要求」、「土地家屋調査士の業務環境改善」等、様々な案件に対し、お互いの入手情報を確認・整理し今後も強力に連帯した活動を約束し合う。

## 15日 岩手会 平成29年度第2回会員研修会

12月の岩手を甘く考えていた岡田は、盛岡駅に降り立った瞬間に後悔することになる。「寒い! …。」この日は、岩手会が主催となり、午前中から「筆会特定における調査技法」、「弁護士よもやま話」をテーマに研修会を開催しており、私からは「土地家屋調査士として生きる」と題して90分間のお話をさせていただいた。



11月

16日、17日

第3回研究所会議

＜協議事項＞

- 1 平成29年度の研究所事業について
- 2 平成30年度研究所事業計画(案)及び同予算(案)について

21日

第9回正副会長会議

＜協議事項＞

- 1 平成29年度第5回常任理事会審議事項及び協議事項の対応について

21日、22日

第5回常任理事会

＜審議事項＞

- 1 専務理事の役員手当について
- 2 制度対策本部員の追加選任について
- 3 桐栄サービスの取締役の後任人事について
- 4 平成30年度土地家屋調査士新人研修について

＜協議事項＞

- 1 所有者不明土地に関するデータ収集について
- 2 「土地家屋調査士調査情報保全管理システム「調査士カルテ Map」」の掲示板作成について
- 3 「土地家屋調査士と制度のグランドデザイン」の平成29年度第1回全国会長会議後の改変について
- 4 土地家屋調査士倫理規程の一部改正(案)について
- 5 日本土地家屋調査士会連合会会則施行規則(附録様式)の一部改正(案)について
- 6 日本土地家屋調査士会連合会職員等育児・介護休業等に関する規則の一部改正(案)について
- 7 「登録・会員指導等に関する照会回答事例集(平成30年追加)」について
- 8 大規模災害等における被災会員に関する被害状況報告への対応について
- 9 事務所調査マニュアル(案)の周知について
- 10 平成29年度第2回全国会長会議及び平成30年新年賀詞交歓会の運営等について
- 11 中長期的な財政計画について
- 12 調査・測量実施要領に係る平成29年度業務部事業計画について
- 13 中央研修方式による新人研修の実施について
- 14 土地境界基本実務叢書(I～IV)の増刷に係る対応について
- 15 土地家屋調査士白書の作成について

- 16 会報への広告掲載について

- 17 平成28年度土地家屋調査士会ADRセンター担当者会同の評価と検討(案)について

- 18 平成30年度各部等事業計画(案)について

- 19 平成30年度の主要な会議に関する日程(案)について

第5回常任理事会業務監査

29日

第3回特別研修運営委員会

＜協議事項＞

- 1 第13回土地家屋調査士特別研修の受講者募集状況について
- 2 第13回土地家屋調査士特別研修の法務大臣への指定申請書について
- 3 第14回土地家屋調査士特別研修のスケジュールについて
- 4 第14回土地家屋調査士特別研修の公益財団法人日弁連法務研究財団との委託契約の更新について
- 5 第12回土地家屋調査士特別研修の決算について
- 6 平成30年度特別研修特別会計収支予算(案)について

研究所 第1回研究テーマ「諸外国地籍」会議

＜協議事項＞

- 1 研究テーマ「諸外国の地籍制度等に関する研究」について

12月

6日

第5回調測要領委員会

＜協議事項＞

- 1 調査・測量実施要領の改訂について

7日

第10回正副会長会議

＜協議事項＞

- 1 平成29年度第4回理事会審議事項及び協議事項の対応について

7日、8日

第4回理事会

＜審議事項＞

- 1 専務理事の役員手当について
- 2 平成30年度土地家屋調査士新人研修について
- 3 「土地家屋調査士調査情報保全管理システム

- 「調査士カルテ Map」]を連合会ウェブサイト  
会員の広場において紹介することについて
- 4 「土地家屋調査士と制度のグランドデザイン(案)」の平成29年度第1回全国会長会議後の改変について
  - 5 日本土地家屋調査士会連合会会則施行規則(附録様式)の一部改正(案)について
  - 6 日本土地家屋調査士会連合会会計規則の一部改正(案)について

<協議事項>

- 1 所有者不明土地に関するデータ収集について
- 2 土地家屋調査士倫理規程の一部改正(案)について
- 3 日本土地家屋調査士会連合会職員等育児・介護休業等に関する規則の一部改正(案)について
- 4 事務所調査マニュアル(案)の周知について
- 5 平成29年度第2回全国会長会議及び平成30年新年賀詞交歓会の運営等について
- 6 調査・測量実施要領に係る作業の方向性について
- 7 中央研修方式による新人研修の実施について
- 8 土地境界基本実務叢書(I~IV)の増刷に係る対応について
- 9 土地家屋調査士白書の作成について
- 10 平成30年度各部等事業計画(案)について
- 11 平成30年度の主要な会議に関する日程(案)について

第4回理事会業務監査

8日

第2回監査会(会計監査)

13日

第2回日調連技術センター会議

<協議事項>

- 1 重ね図手引書の改訂(案)について
- 2 ネットワーク型RTK観測法を利用した筆界点測量マニュアル(案)について
- 3 ドローン対応について

第3回編集会議(電子会議)

<協議事項>

- 1 社会・経済情勢の変革が土地家屋調査士の制度と業務に及ぼす影響についての情報発信「事務所運営に必要な知識」について
- 2 土地家屋調査士会の実施する事業等についての紹介について
- 3 1~2月号の編集状況について
- 4 3月号から5月号までの掲載記事について
- 5 「愛しき我が会、我が地元」終了後の連載記事について
- 6 イベント情報について
- 7 会報表紙写真掲載者への贈呈品について
- 8 本年度の会議日程について

14日

第2回事務所形態検討チーム会議

<協議事項>

- 1 平成28年度からの継続事項について
- 2 平成29年度における活動について

15日

研究所 第2回テーマ「調査士業務」会議

<協議事項>

- 1 研究テーマ「土地家屋調査士業務に関する研究」について



# 川柳「境」講演会

青森県土地家屋調査士会 理事 赤平 裕記

「じじいが炎上?」「愛で境界線が消えた?」

平成29年11月3日文化の日に開催された『川柳「境」講演会』での一コマ。

講師は青森県で有名な川柳作家・方言研究家、しふたにはくりゆう渋谷伯龍先生。

お題を「境」として事前に川柳を募集し、優秀作品を「川柳色紙」とともに発表。

また、青森県の方言の歴史など、おもしろおかしく講話をしていただき、まさに文化の日にふさわしい講演会となりました。開催までの経緯と当日の様子をお伝えします。

## ■川柳といえば…

川柳といえば「サラリーマン川柳」が有名ですね。

同じ5・7・5でも「俳句」は自然や四季を詠むのに対し、「川柳」は人間模様や社会風刺を詠むもの。また、原則「季語」を入れないといけない俳句に比べ、川柳は、ある程度自由に作りやすく、面白いものも多いのが特徴です。

## ■川柳を絵にする「渋谷伯龍」先生

青森会では、数年前から会報に「調査士あるある川柳」を特集。「土地家屋調査士」をお題として、会員から川柳を募り優秀作品を掲載しています。

そして、一昨年からはプロの川柳家、渋谷伯龍先生に査定を依頼。実はこの先生、青森県では大変有名な「川柳作家」でありまして、川柳を絵にして色紙に描く「川柳色紙」は先生の得意とするところです。

先生の人柄が溢れるその絵は、会報をより華やかにするものなのです。



「調査士あるある川柳」優秀作品の川柳色紙

## ■お題「境」で川柳講演会！！

このような縁もあり、昨年は先生に「川柳講演会」を依頼。

土地家屋調査士といえは「境界」ということで、お題を「境」として川柳を一般の方へも募集し、優秀作品を講演会の中で発表。また入選者には先生の「川柳色紙」を贈呈しようと企画しました。



川柳作家・渋谷伯龍先生

## ■函館会も来る！表示登記無料相談会も開こう！

講演日は11月3日文化の日。普段の測量、調査業務から一旦離れ、講演会を通じて文化、教養を身に付けるにはもってこいの日です。

当日は表示登記無料相談会も開催。また、数年前から青函交流会で親睦を深めている函館会の皆様にも来県していただき、この講演会へ参加していただくことになりました。

## ■なかなか句が集まらない、どうしよう…

「境」をお題にした川柳。ポスターも作成し、法務局、市役所などへ掲示。また新聞へも掲載しましたが、思うほど句が集まりません。

「このままでは会の役員の句だらけになってしまう…どうしたらいいのか…」

悩む日々が続いたのです。

## ■素敵な出会い

ある夜のこと。

仕事帰りに立ち寄ったお店で、素敵な出会いがあ

りました。

カウンターで一人淋しくグラスを傾けていたところ、隣の席に若い女性が。

お酒も手伝ってか、この方と話が盛り上がり、意気投合。

そこで川柳についての悩みを話したところ、

「私、大学で講師しているから、生徒に川柳書かせるわよ。任せといて…」

ああ、女神様！！私の潤んだ瞳には、その姿が神々しく見えたのでした…

### ■なんとか句が集まった！！

また別の日のこと。

渋谷伯龍先生から「川柳家が集まる句会に参加してみませんか？」とお誘いがあり、会の役員が参加。

そこではいろんなお題を句にして、良い句を選び発表するとのこと。「境」もお題にいただき、そこから句をたくさん頂くことができました。

何事にもいえることでしょうか、「直接会って話をする」ことが大切だと、つくづく実感したものです。

こうして集まった句は150句余り。これらの句の中から先生が優秀作品を選び、色紙を描いていただきました。

無料相談会のパンフレットやアンケート用紙の作成、土地家屋調査士グッズの手配なども準備完了。

後は講演会を待つばかりとなったのです。

### ■どうにか人も集まった！？

当日は朝からバタバタです。

会場入口には過去の川柳色紙や、募集した川柳などの展示など会場のセッティングに大忙しです。

開催時刻が近づき、始まる頃には土地家屋調査士も含め約60人余り。けして大勢とはいえませんが、

|               |              |                       |               |
|---------------|--------------|-----------------------|---------------|
| 敗戦日 戦争平和 杭を打ち | きな臭い 38度という境 | むねとほら どうかいった<br>どこいった | 額から 頭へ徐々に 越境す |
|---------------|--------------|-----------------------|---------------|

「投句された句の一部」

一般の方が会員よりも多く来場してくださったのは嬉しかったです。年齢は60才以上の方が多かったのですが、中には7才の小学生の姿もありました。

そして午後1時。渋谷伯龍先生の講演会の幕が開きました。

### ■「愛」で境界線が消える？「じじい」が炎上？

盛大な拍手で始まった講演会。

講話では、現在使われている方言、訛りのルーツ、また県内の地名の中には多くのアイヌ語が深く関係していること、変わった漢字にまつわるクイズなど盛りだくさんです。

函館会の方々も参加していますが、青森県の方言は函館でも使われていますので、講話の笑いどころも一緒です。

メインの川柳「境」の発表では、「土地家屋調査士の部」、「一般の部」、「句会の部」の3部門からそれぞれ3句、また佳作も5句発表となりました。川柳色紙は全部で14枚！！大盤振る舞いです。

どのような句が選ばれたのか？まずは「土地家屋調査士の部」。函館会からは1句頂戴していましたが、何とその句が優秀句に選ばれました。予想外の展開に、会員は大喜びです。



函館会の優秀句

また、「一般の部」からは、私が以前「素敵な出会い」があったお店のマスターの句が最優秀句に選ばれました。今後そのお店では、いい酒の肴となりそうです。最後は「句会の部」。

「愛してる」境界線を消す言葉

この句を聞いて、私の言葉も消えます。何も言えません…

こうしてあっという間に90分がたち、大盛況の

うちに講演会を終えたのでした。

### ■青函交流会と表示登記無料相談会は…

函館会との交流会「青函交流会」、表示登記無料相談会も同日に行った川柳「境」講演会。函館会の皆様との夜の懇親会では、地酒とともに「炎上じじい」の話などでも盛り上がり、楽しく、深く交流できました。

一方、表示登記無料相談会かというと、相談者数は1名。相談件数が目的ではないのですが、もっと周知方法、やり方を再検討しなければなりません。これは講演会も同様です。

### ■アンケートを採って分かったこと。

講演会の来場者の方に「何を見てきたのか」、「満足したか」などアンケートを採りました。その結果、「新聞」が最も多く、また講演内容については、ほとんどの方が「大変満足」、「満足」であるとの回答。またいろんなご意見も頂戴しました。

- ・方言、楽しかった！もう1回聞きたいと思った。
- ・土地家屋調査士グッズありがとう！来て良かった。楽しかった。
- ・初めて実物に接して面白かった。来年も。
- ・先生の津軽弁のルーツは勉強になりました。

など、大変嬉しいご意見や、

- ・イベントのPRをもう少しやったらいい。
- ・チラシをもっと多くの施設に置くといい。
- ・良いイベントだけに、もったいないと思った。
- ・新聞広告はもっと大きく。講演の内容をもっと知らせてほしい。

などといった貴重なご意見もありました。

開催に当たり、ポスターはさまざまな所に貼りました。しかしそれで来た方は僅か2名。掲示した場所は適所だったのか、大きさは、枚数は…など、いろいろ考えさせられる数字です。また、周知の仕方、方法についてもやはり相談会と同様、検討が必要です。

### ■広報の「鍵」

このような貴重な意見は、今後の広報活動にとって重要な「鍵」となります。

今回は何が良くて、何が悪かったのか。どういうニーズがあるのか。そのためには次はどうするのか。「アンケート結果」を十分検討することは、次回の対策にもつながりますし、他の広報活動の参考にもなります。

全国では様々な広報活動が行われています。広報は効果が見えにくいともよくいわれます。

ただ、こうした活動の一つ一つは、次の広報活動の「鍵」となり得ます。

どのような活動をしたか、その結果はどうだったか。また、これからどのような活動をしていくのか。こうした様々な「鍵」を皆で提供しあい、共有していくことが、今後の広報活動の「扉」を開き、そして実りある土地家屋調査士広報の世界へと導いてくれることだと願うばかりです。

最後になりますが、今回の講演会につき、先生はじめ、ご協力いただきました全ての方にこの場を借りてお礼を申し上げます。本当にありがとうございます。



【会会の部】最優秀句



【一般の部】最優秀句

# 所有者不明土地問題研究会開催報告

平成29年10月26日(木)午前7時30分から、ルポール麹町において3回目となる標記研究会が開催された。

この研究会は、今話題となっている所有者不明土地問題に対して、増田寛也氏(東京大学公共政策大学院客員教授)を座長とし、昨年1月に以下の目的で設置された。

- ・所有者不明土地問題の実態を調査し、それが社会に与える経済的・社会的な影響の深刻さを推計し、できる限り分かりやすく国民に提示すること
- ・この問題の根源にある時代に合わなくなっている土地制度とその運用の課題を明らかにし、その解決のために新たな仕組みを提案すること。
- ・こうした民間のプラットフォームの政策提言によって国民の関心が高まり、政策課題としての認知が進むことを期待すること。

構成員は、加藤勝信氏(厚生労働大臣)を顧問とし、学識者委員、専門家委員、関係自治体委員である。我々、日本土地家屋調査士会連合会も専門家委員として設置当初から参画している。なお当日の会議にはオブザーバーとして総務省、法務省、農林水産省、林野庁、国土交通省の関係省庁から、また事務局として国土計画協会、野村総合研究所の参加があった。

まず、研究会の開催に当たり、加藤顧問からは、この問題に対する国民の関心が高いため、今後の課題に対する対策についてしっかり検討していきたいという挨拶の後、増田座長の進行により野村総合研究所から現段階での取りまとめ成果が説明された。

国土交通省の実施した平成28年の地籍調査において、不動産登記のみでは所有者が不明な土地の比率は20.1%、比較的土地利用率の高い都市部でも14.5%であった。もちろんこの数字は所有者が直ちに判明しない、または判明しても所有者に連絡がつかない土地であり、対象土地が全て問題の土地であるとはいえないが、この数字をベースに独自の試算をした結果、所有者不明な土地が2040年までに北海道本島の土地面積に相当する約780万ヘクタールになると予測され、その経済的損失(公共事業の停滞や土地の荒廃)が、少なくとも6兆円という金額

になる可能性があるとのことである。

上記の問題に対して、①所有者不明土地を円滑に利用し、②不明土地を増加させない、③土地の所有者を明確にするという3点の対策の方向性が示された。なお、現段階では全て検討の域の話であるため、この示された具体案までは報告を避ける。

次に各関係省庁から検討状況の報告があった。関係自治体委員として出席した市長らからは「各省庁の連携は図られているか」との質問があったが、この問題に関しては、横の密な連携をとりながら進めていると各省庁、座長からの回答があった。

また委員からの意見として、土地収用法や財産管理制度の改善、自治体への受納、相続登記の義務化への可能性、所有者の探索を容易にできる方策を望む声もあるが、一方、個人情報、権利の濫用への配慮を慎重に検討する意見も聞かれた。他にも都市計画の観点から、共同の空間と個々の土地への関心を高める意識を醸成すること、利用者の不作為をコントロールするための責務の強化の必要性の対策が必要との意見もあった。

会議終了直後に、増田座長は記者らに対し、本研究会の中間速報を発表した。

この問題に関しては、省庁内の検討委員会が本年の通常国会への法案提出に向けて動きが活発になっている。そこで、民間の研究会が立ち上がり、シンポジウムが開催され、議論がされている。国土交通省が所有者不明土地に利用権を設定して土地の有効活用をするという対策法案の提出を表明していることをはじめとして、各団体から国に対して要望や提言がされると思われる。国はこれらの意見を集約し、国策としてどう舵を切っていくのか。

東日本大震災を契機に焦点が向けられた「所有者不明土地」ではあるが、実は我々は以前から日常業務でこの問題に直面している。また我々の職務を鑑みると、日々の業務が所有者及び管理者を不明にさせない予防となり、所有者及び管理者探索の手法の蓄積が、不明土地の解消に寄与することも三面六臂

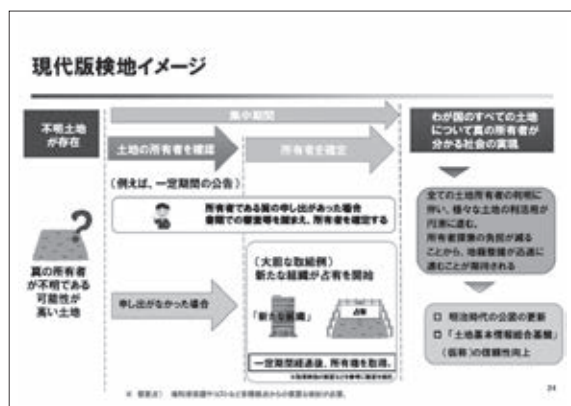
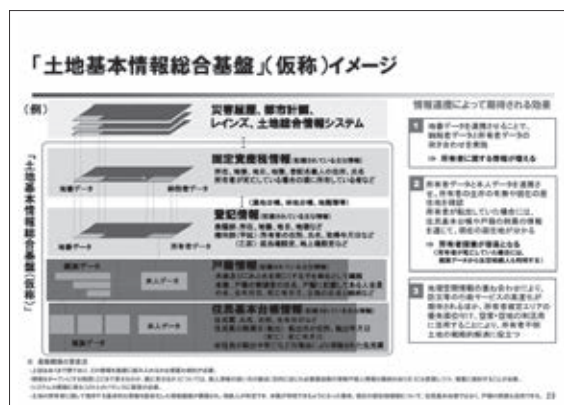
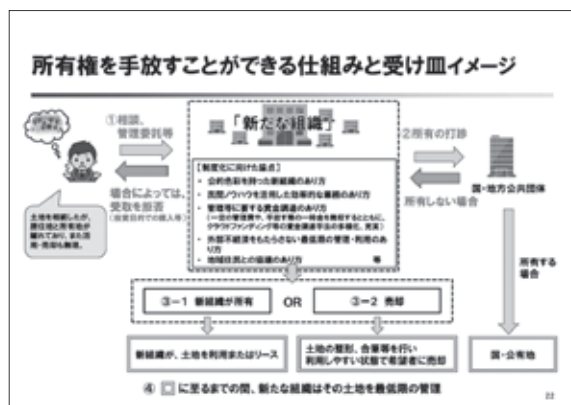
の役割として担ってきているのではなかろうか。日本土地家屋調査士会連合会に組織されている研究所では道路内民有地、境界立会等の成果が取りまとめられている。我が国の国土は相続放棄地、所有者が不明なことによる耕作放棄地、森林の荒廃が予想され、将来の人口減少とあいまって深刻な問題となる。

想定を超えた自然災害の頻発する我々の国土を守るためにも、この問題には早急な取組が必要である。我々土地家屋調査士は、最も現場に近い資格者として、現場・現象に直面する情報を集約し、喫緊に政策に提言していくべき責務があると実感している。

## 追記

平成29年12月13日、同じくルポール麹町にて、本研究会の最終報告が取りまとめられ、記者発表が行われた。そこで提言のあった内容を下記に示す。この中で特筆すべき点は

- ①所有権を手放すことができる仕組みと受け皿の設置
- ②「土地基本情報総合基盤」(仮称)の構築と活用
- ③現代版検地を実施し、集中期間中に所有者の確定という点である。



上記は、本研究会の中の提言であり、今年の通常国会に向けて各省庁が法案を作成する。

広報部長 金関圭子(岡山会)

# 大規模災害基金状況

平成 29 年 11 月 15 日現在

ご協力いただきありがとうございます。

## 収支状況

|           |   |              |
|-----------|---|--------------|
| 各会からの寄附金計 | ¥ | 266,606,437  |
| 一般会計繰入金計  | ¥ | 56,300,000   |
| 他の寄附金等収入計 | ¥ | 9,580,499    |
| 義援金等給付計   | ¥ | -171,505,000 |
| 他の支出      | ¥ | -4,918,618   |
| 収支        | ¥ | 156,063,318  |

## 各会からの大規模災害寄附金合計 (平成 9 年度から平成 29 年度まで)

平成 29 年 11 月 15 日現在

| 調査士会名 | 寄 附 金 額      | 調査士会名 | 寄 附 金 額      | 調査士会名 | 寄 附 金 額       |
|-------|--------------|-------|--------------|-------|---------------|
| 東 京   | ¥ 23,490,000 | 愛 知   | ¥ 11,217,295 | 宮 崎   | ¥ 3,590,000   |
| 神奈川   | ¥ 13,058,000 | 三 重   | ¥ 4,708,081  | 沖 縄   | ¥ 3,740,000   |
| 埼 玉   | ¥ 16,935,820 | 岐 阜   | ¥ 2,639,323  | 宮 城   | ¥ 4,007,749   |
| 千 葉   | ¥ 9,557,029  | 福 井   | ¥ 1,774,786  | 福 島   | ¥ 5,059,051   |
| 茨 城   | ¥ 6,701,500  | 石 川   | ¥ 3,025,000  | 山 形   | ¥ 1,460,426   |
| 栃 木   | ¥ 2,342,386  | 富 山   | ¥ 2,297,000  | 岩 手   | ¥ 4,339,143   |
| 群 馬   | ¥ 4,649,000  | 広 島   | ¥ 1,970,542  | 秋 田   | ¥ 1,419,578   |
| 静 岡   | ¥ 9,311,699  | 山 口   | ¥ 2,249,000  | 青 森   | ¥ 2,452,300   |
| 山 梨   | ¥ 1,552,370  | 岡 山   | ¥ 2,177,218  | 札 幌   | ¥ 6,178,866   |
| 長 野   | ¥ 5,685,500  | 鳥 取   | ¥ 1,605,339  | 函 館   | ¥ 1,273,000   |
| 新 潟   | ¥ 7,204,900  | 島 根   | ¥ 1,569,150  | 旭 川   | ¥ 1,272,000   |
| 大 阪   | ¥ 20,612,000 | 福 岡   | ¥ 8,063,000  | 釧 路   | ¥ 1,872,000   |
| 京 都   | ¥ 5,276,107  | 佐 賀   | ¥ 2,250,595  | 香 川   | ¥ 3,200,000   |
| 兵 庫   | ¥ 21,149,812 | 長 崎   | ¥ 4,194,004  | 徳 島   | ¥ 2,248,134   |
| 奈 良   | ¥ 2,429,564  | 大 分   | ¥ 3,690,000  | 高 知   | ¥ 2,163,000   |
| 滋 賀   | ¥ 3,313,632  | 熊 本   | ¥ 3,586,000  | 愛 媛   | ¥ 3,784,000   |
| 和歌山   | ¥ 2,407,538  | 鹿児島   | ¥ 5,854,000  | 合 計   | ¥ 266,606,437 |

## 義援金等給付一覧

(平成 10 年度から平成 29 年度まで)

平成 29 年 11 月 15 日現在

| 支払日       | 所属会 | 対 象     | 事 象     | 合 計         | 支払日       | 所属会 | 対 象     | 事 象    | 合 計         |
|-----------|-----|---------|---------|-------------|-----------|-----|---------|--------|-------------|
| H10. 8.20 | 新潟  | 会員 1 名  | 集中豪雨    | ¥ 20,000    | H13. 4.20 | 山口  | 山口会     | 芸予地震   | ¥ 100,000   |
| H10.10.16 | 茨城  | 会員 1 名  | 集中豪雨    | ¥ 20,000    | H13. 4.20 | 岡山  | 岡山会     | 芸予地震   | ¥ 100,000   |
| H10.10.16 | 福島  | 会員 1 名  | 集中豪雨    | ¥ 20,000    | H13. 4.20 | 香川  | 香川会     | 芸予地震   | ¥ 100,000   |
| H10.10.16 | 高知  | 会員 3 名  | 集中豪雨    | ¥ 60,000    | H13. 4.20 | 愛媛  | 愛媛会     | 芸予地震   | ¥ 100,000   |
| H11. 4.14 | 岡山  | 会員 1 名  | 台風      | ¥ 20,000    | H13. 6.29 | 愛媛  | 愛媛会     | 芸予地震   | ¥ 200,000   |
| H11.11.16 | 愛知  | 会員 4 名  | 竜巻      | ¥ 80,000    | H14. 8.12 | 岐阜  | 会員 1 名  | 台風6号   | ¥ 100,000   |
| H11.12.10 | 山口  | 会員 20 名 | 台風      | ¥ 490,000   | H14.11.18 | 千葉  | 会員 18 名 | 台風21号  | ¥ 100,000   |
| H12. 4.14 | 札幌  | 会員 1 名  | 有珠山噴火   | ¥ 30,000    | H15. 6.17 | 宮城  | 宮城会     | 宮城県沖地震 | ¥ 50,000    |
| H12. 6.14 | 岩手  | 会員 1 名  | 集中豪雨    | ¥ 50,000    | H15. 6.17 | 福島  | 福島会     | 宮城県沖地震 | ¥ 50,000    |
| H12.10. 6 | 東京  | 会員 2 名  | 三宅島雄山噴火 | ¥ 200,000   | H15. 6.17 | 山形  | 山形会     | 宮城県沖地震 | ¥ 50,000    |
| H12.10. 6 | 愛知  | 愛知会     | 東海地方豪雨  | ¥ 1,500,000 | H15. 6.17 | 岩手  | 岩手会     | 宮城県沖地震 | ¥ 50,000    |
| H12.10.24 | 鳥取  | 鳥取会     | 鳥取西部地震  | ¥ 100,000   | H15. 6.17 | 秋田  | 秋田会     | 宮城県沖地震 | ¥ 50,000    |
| H12.11.27 | 東京  | 会員 2 名  | 三宅島雄山噴火 | ¥ 200,000   | H15. 6.17 | 青森  | 青森会     | 宮城県沖地震 | ¥ 50,000    |
| H12.12.25 | 島根  | 島根会     | 鳥取西部地震  | ¥ 30,000    | H15. 8. 8 | 福岡  | 会員 1 名  | 九州集中豪雨 | ¥ 100,000   |
| H13. 2.20 | 鳥取  | 鳥取会     | 鳥取西部地震  | ¥ 250,000   | H15. 8.22 | 宮城  | 会員 1 名  | 宮城県沖地震 | ¥ 100,000   |
| H13. 3.28 | 東京  | 会員 2 名  | 三宅島雄山噴火 | ¥ 200,000   | H15. 9.25 | 宮城  | 会員 7 名  | 宮城県沖地震 | ¥ 2,000,000 |
| H13. 4.20 | 広島  | 広島会     | 芸予地震    | ¥ 100,000   | H16. 7. 7 | 佐賀  | 会員 1 名  | 佐賀市竜巻  | ¥ 200,000   |

| 支払日       | 所属会 | 対 象      | 事 象       | 合 計         | 支払日       | 所属会 | 対 象    | 事 象                     | 合 計           |
|-----------|-----|----------|-----------|-------------|-----------|-----|--------|-------------------------|---------------|
| H16. 7.23 | 新潟  | 会員 14名   | 集中豪雨      | ¥ 1,700,000 | H21.11.16 | 兵庫  | 会員 5名  | 台風9号                    | ¥ 500,000     |
| H16. 7.23 | 福井  | 会員 7名    | 集中豪雨      | ¥ 500,000   | H23. 3.14 | 宮城  | 宮城会    | 東日本大震災運営費               | ¥ 2,000,000   |
| H16. 8. 6 | 新潟  | 会員2名、新潟会 | 集中豪雨      | ¥ 250,000   | H23. 3.14 | 福島  | 福島会    | 東日本大震災運営費               | ¥ 2,000,000   |
| H16. 8. 6 | 福井  | 福井会      | 集中豪雨      | ¥ 100,000   | H23. 3.14 | 岩手  | 岩手会    | 東日本大震災運営費               | ¥ 2,000,000   |
| H16. 8.18 | 富山  | 会員 1名    | 集中豪雨      | ¥ 100,000   | H23. 4.13 | 茨城  | 茨城会    | 東日本大震災運営費               | ¥ 1,000,000   |
| H16. 9. 3 | 愛媛  | 会員 2名    | 台風15号、大雨  | ¥ 150,000   | H23. 4.13 | 福島  | 福島会    | 東日本大震災                  | ¥ 9,000,000   |
| H16. 9.16 | 兵庫  | 会員 1名    | 台風16号     | ¥ 100,000   | H23. 6.17 | 宮城  | 宮城会    | 東日本大震災                  | ¥ 17,300,000  |
| H16. 9.16 | 香川  | 会員 7名    | 台風16号     | ¥ 700,000   | H23. 6.17 | 福島  | 福島会    | 東日本大震災                  | ¥ 11,150,000  |
| H16.10. 1 | 函館  | 会員 2名    | 台風18号     | ¥ 150,000   | H23. 6.17 | 岩手  | 岩手会    | 東日本大震災                  | ¥ 12,750,000  |
| H16.10. 1 | 香川  | 会員 2名    | 台風18号     | ¥ 150,000   | H23. 9. 8 | 新潟  | 新潟会    | 新潟・福島豪雨                 | ¥ 600,000     |
| H16.10. 4 | 広島  | 会員 13名   | 台風18号     | ¥ 300,000   | H23. 9.16 | 千葉  | 千葉会    | 東日本大震災運営費               | ¥ 1,000,000   |
| H16.10. 4 | 大分  | 会員 4名    | 台風16号、18号 | ¥ 100,000   | H23. 9.16 | 千葉  | 会員 2名  | 東日本大震災                  | ¥ 150,000     |
| H16.10. 4 | 宮崎  | 会員 2名    | 台風16号     | ¥ 150,000   | H23. 9.16 | 茨城  | 会員 14名 | 東日本大震災                  | ¥ 3,550,000   |
| H16.10. 4 | 岡山  | 会員 2名    | 台風16号     | ¥ 200,000   | H23. 9.16 | 宮城  | 会員 10名 | 東日本大震災                  | ¥ 6,750,000   |
| H16.10. 8 | 三重  | 会員 2名    | 台風21号、大雨  | ¥ 300,000   | H23. 9.16 | 福島  | 会員 18名 | 東日本大震災                  | ¥ 8,850,000   |
| H16.10.18 | 兵庫  | 会員 12名   | 台風16号、18号 | ¥ 360,000   | H23.10.14 | 和歌山 | 会員 3名  | 台風12号                   | ¥ 700,000     |
| H16.10.19 | 山口  | 会員 21名   | 台風18号     | ¥ 580,000   | H23.10.14 | 三重  | 会員 1名  | 台風12号                   | ¥ 150,000     |
| H16.10.19 | 愛媛  | 会員 3名    | 台風21号     | ¥ 250,000   | H23.12. 5 | 山梨  | 会員 1名  | 台風12号                   | ¥ 150,000     |
| H16.10.25 | 高知  | 会員 1名    | 台風16号     | ¥ 50,000    | H23.12. 5 | 兵庫  | 会員 7名  | 台風12号                   | ¥ 500,000     |
| H16.10.26 | 新潟  | 新潟会      | 中越地震運営費   | ¥ 1,000,000 | H23.12. 5 | 静岡  | 会員 7名  | 台風15号                   | ¥ 800,000     |
| H16.10.26 | 新潟  | 新潟会      | 中越地震応援物資  | ¥ 1,000,000 | H23.12. 5 | 愛知  | 会員 1名  | 台風15号                   | ¥ 150,000     |
| H16.11. 4 | 兵庫  | 会員 2名    | 台風16号、18号 | ¥ 70,000    | H24. 1.19 | 千葉  | 会員 5名  | 東日本大震災                  | ¥ 1,750,000   |
| H16.11. 5 | 静岡  | 会員 2名    | 台風22号     | ¥ 90,000    | H24. 1.19 | 茨城  | 会員 1名  | 東日本大震災                  | ¥ 1,000,000   |
| H16.11.17 | 新潟  | 会員 34名   | 新潟県中越地震   | ¥ 8,800,000 | H24. 1.19 | 福島  | 会員 8名  | 東日本大震災                  | ¥ 5,000,000   |
| H16.11.17 | 兵庫  | 会員 4名    | 台風16号、18号 | ¥ 100,000   | H24. 1.19 | 宮城  | 会員 2名  | 東日本大震災                  | ¥ 1,000,000   |
| H16.11.17 | 香川  | 会員 6名    | 台風22号、23号 | ¥ 520,000   | H24.10.17 | 福岡  | 会員 3名  | 九州地方大雨被害                | ¥ 500,000     |
| H16.11.24 | 新潟  | 新潟会      | 中越地震運営費   | ¥ 100,000   | H25. 1.17 | 福島  | 会員 2名  | 東日本大震災                  | ¥ 1,000,000   |
| H16.11.25 | 千葉  | 会員 2名    | 台風22号     | ¥ 20,000    | H25.10.23 | 埼玉  | 会員 1名  | 竜巻                      | ¥ 50,000      |
| H16.11.25 | 兵庫  | 会員 15名   | 台風23号     | ¥ 3,700,000 | H25.10.23 | 山口  | 会員 1名  | 大雨被害                    | ¥ 200,000     |
| H16.12. 6 | 新潟  | 会員 9名    | 新潟県中越地震   | ¥ 550,000   | H25.10.23 | 岩手  | 会員 2名  | 大雨被害                    | ¥ 100,000     |
| H16.12. 6 | 兵庫  | 会員 1名    | 台風23号     | ¥ 20,000    | H26.11. 5 | 徳島  | 会員 2名  | 台風11号                   | ¥ 300,000     |
| H16.12. 7 | 東京  | 会員 2名    | 三宅島雄山噴火   | ¥ 200,000   | H26.12.15 | 京都  | 会員 7名  | 大雨被害                    | ¥ 1,000,000   |
| H16.12.24 | 兵庫  | 会員 1名    | 台風23号     | ¥ 100,000   | H27. 9.18 | 茨城  | 茨城会    | 関東・東北豪雨運営費              | ¥ 1,000,000   |
| H17. 3.30 | 新潟  | 会員 14名   | 新潟県中越地震   | ¥ 2,200,000 | H27. 9.18 | 栃木  | 栃木会    | 関東・東北豪雨運営費              | ¥ 150,000     |
| H17. 7.20 | 新潟  | 会員 1名    | 集中豪雨      | ¥ 50,000    | H27.12.15 | 埼玉  | 会員 3名  | 関東・東北豪雨                 | ¥ 600,000     |
| H17.10. 7 | 埼玉  | 会員 1名    | 局地的豪雨     | ¥ 100,000   | H28. 1.29 | 茨城  | 会員 7名  | 関東・東北豪雨                 | ¥ 2,100,000   |
| H17.10.17 | 東京  | 会員 2名    | 局地的豪雨     | ¥ 150,000   | H28. 2.29 | 茨城  | 会員 1名  | 関東・東北豪雨                 | ¥ 200,000     |
| H17.10.26 | 宮崎  | 会員 3名    | 台風14号     | ¥ 1,750,000 | H28. 4.18 | 熊本  | 熊本会    | 平成28年熊本地震の<br>現地対策本部運営費 | ¥ 1,000,000   |
| H18. 9. 7 | 宮崎  | 会員 1名    | 大雨被害      | ¥ 200,000   | H28. 4.25 | 大分  | 大分会    | 平成28年熊本地震の<br>現地対策本部運営費 | ¥ 1,000,000   |
| H18.10. 4 | 長野  | 会員 7名    | 大雨被害      | ¥ 750,000   | H28. 9.21 | 熊本  | 会員 15名 | 平成28年熊本地震               | ¥ 9,500,000   |
| H18.10.20 | 鹿児島 | 会員 7名    | 大雨被害      | ¥ 900,000   | H28.12.15 | 熊本  | 会員 29名 | 平成28年熊本地震               | ¥ 10,200,000  |
| H19. 3.28 | 石川  | 石川会      | 能登地震初動活動費 | ¥ 500,000   | H28.12.15 | 大分  | 会員 3名  | 平成28年熊本地震               | ¥ 600,000     |
| H19. 6.25 | 石川  | 会員 21名   | 能登地震      | ¥ 5,250,000 | H28.12.15 | 岩手  | 会員 2名  | 台風10号                   | ¥ 600,000     |
| H19. 6.25 | 石川  | 石川会      | 能登地震      | ¥ 1,500,000 | H28.12.15 | 札幌  | 会員 1名  | 台風10号                   | ¥ 500,000     |
| H19. 7.20 | 新潟  | 新潟会      | 中越沖地震運営費  | ¥ 1,000,000 | H29. 2.23 | 熊本  | 会員 2名  | 平成28年熊本地震               | ¥ 500,000     |
| H19.12.27 | 新潟  | 会員 29名   | 中越沖地震     | ¥ 3,625,000 | H29. 2.23 | 鳥取  | 会員 1名  | 平成28年鳥取県中部地震            | ¥ 200,000     |
| H19.12.27 | 新潟  | 新潟会      | 中越沖地震     | ¥ 1,000,000 | H29. 4.26 | 熊本  | 会員 2名  | 平成28年熊本地震               | ¥ 400,000     |
| H20. 6.25 | 宮城  | 宮城会      | 岩手・宮城内陸地震 | ¥ 500,000   | H29. 9. 4 | 福岡  | 会員 1名  | 九州北部豪雨                  | ¥ 100,000     |
| H20. 6.25 | 岩手  | 岩手会      | 岩手・宮城内陸地震 | ¥ 500,000   | H29.10.31 | 福岡  | 会員 1名  | 九州北部豪雨                  | ¥ 100,000     |
| H20.11. 5 | 三重  | 三重会      | 集中豪雨      | ¥ 200,000   |           |     |        | 支出計                     | ¥ 171,505,000 |
| H21. 9. 1 | 山口  | 山口会      | 中国・九州北部豪雨 | ¥ 300,000   |           |     |        |                         |               |

義援金等給付合計(平成10年度から平成29年度まで)

¥ 171,505,000

# 土地家屋調査士名簿の登録関係

## 登録者

平成29年11月1日付

東京 8015 滝澤 太朗  
東京 8016 本間 寛之  
静岡 1802 平林 彰  
山梨 405 出羽 正樹  
大阪 3323 飯野 耕治  
大阪 3324 牧野 晃一  
大阪 3325 金光 豊  
福岡 2312 西依 忠之  
徳島 512 安達敬一郎

平成29年11月10日付

東京 8017 野島 良太  
東京 8018 津和崎淳二  
愛知 2944 正村 悠記  
福島 1491 石塚 裕子  
青森 773 木村 信秀

平成29年11月20日付

新潟 2219 伊藤 達郎  
愛知 2945 三浦 博文

## 登録取消し者

平成29年2月15日付

東京 5597 永田 育夫

平成29年4月21日付

広島 1147 藤田 壽一

平成29年8月17日付

福島 1236 五十嵐欽哉

平成29年8月19日付

神奈川 2714 井上 洋

平成29年9月14日付

山形 1150 伊藤 隆一

平成29年10月6日付

香川 556 前田 修治

平成29年10月11日付

函館 115 布村 真一

平成29年10月16日付

札幌 1118 岩崎 哲

平成29年10月18日付

東京 6033 中村 博夫

平成29年10月25日付

宮城 617 山崎 孝

平成29年10月28日付

新潟 603 川寄 登

平成29年11月1日付

東京 6300 佐藤 達夫  
東京 7331 角田 智子  
茨城 767 沼田 良知  
栃木 563 磯 登美男  
奈良 303 野々廣清人  
奈良 426 植田 仁久  
長崎 636 山口 弘幸

平成29年11月10日付

東京 4661 斎藤 昇  
東京 4809 志茂 陽彦  
東京 7474 渡邊 勝  
神奈川 2217 金井 猛  
栃木 418 中隣 博  
静岡 524 岡本 昭夫  
奈良 134 和田 怜  
岐阜 1233 中嶋 孝  
石川 221 岸 弘  
石川 425 桶谷 一憲  
岡山 881 片山 茂弘  
鹿児島 453 高野 忠次  
愛媛 482 浅井 輝夫

平成29年11月20日付

東京 7926 朝倉皓二郎  
神奈川 2296 大須賀裕人  
愛知 1467 河村 昌昭  
愛知 2450 高杉 勇  
香川 649 藤川 健二

## ADR認定土地家屋調査士登録者

平成29年11月1日付

東京 7820 川崎 丈二  
東京 7918 小俣 俊輔  
東京 7923 遠藤慎之介  
東京 7942 武田 成広

東京 8015 滝澤 太朗  
東京 8016 本間 寛之  
神奈川 2808 奥 匡史  
神奈川 2980 松田 栄作  
神奈川 3055 尾栢 紀洋  
神奈川 3068 上杉 剛治  
埼玉 2483 金子 孝  
埼玉 2536 中山 祐介  
埼玉 2626 桂木 毅  
埼玉 2629 高鷹 尚登  
埼玉 2632 神谷 侑一  
埼玉 2646 藤井 教之  
茨城 1453 稲葉 勝美  
栃木 920 田村 秀士  
栃木 921 黒尾 絵理  
栃木 929 藤間 洋一  
栃木 930 北條 章弘  
栃木 932 高瀬 洋二  
群馬 849 平沢 光芳  
群馬 1034 大辻 賢治  
群馬 1036 三ツ木雅俊  
群馬 1038 大山 憲司  
群馬 1045 大塚 賢一  
群馬 1051 五十木 翔  
静岡 1790 石月 航平  
長野 2590 神津 智宏  
新潟 2214 武田 智宏  
大阪 3259 澁谷 直人  
大阪 3285 武本 隆志  
大阪 3324 牧野 晃一  
奈良 377 白戸 幸司  
和歌山 436 谷久保浩二  
愛知 2905 八田 克彦  
三重 629 古池 一陽  
三重 829 五百野正樹  
三重 892 西口 勝弘  
岐阜 1154 中山 宏史  
岐阜 1275 堀田 幹雄  
岐阜 1279 小川 正行  
富山 507 渡辺 顕也  
鳥取 472 森木 琢磨  
鳥取 474 松島 慎悟  
鳥取 475 猪狩 英明  
鳥取 478 原 祥二郎  
福岡 2312 西依 忠之  
熊本 1203 江崎 貴文

鹿児島 1073 中山真太郎  
鹿児島 1074 松木蘭貴志  
鹿児島 1079 林 健太郎  
宮崎 803 相牟田泰章  
宮城 1023 鈴木 聖臣  
宮城 1034 小山 昭弘  
徳島 505 佐々木宏樹  
徳島 512 安達敬一郎

平成29年11月10日付

東京 7907 渡邊 喜陽  
神奈川 3011 細川 英史  
神奈川 3036 竹内 勝弥  
埼玉 2609 武藤 拓也  
兵庫 2454 松岡 博之  
兵庫 2466 山田 充宏

兵庫 2485 中野 進  
岐阜 1264 小林 洋平  
岐阜 1278 尾崎 正宗  
広島 1694 芳賀 大介  
広島 1872 賀家 幸二  
広島 1874 鈴木 克巳  
広島 1876 上原 武  
広島 1879 渡辺 寛高  
広島 1885 亀山 貴司  
広島 1888 高橋 秀典  
福岡 2285 庄籠 大輝  
熊本 1196 藤本 真浩  
宮崎 799 津村 剛  
宮崎 800 串間誠一郎  
宮崎 802 三井 美佳  
福島 1486 柳田 英樹

平成29年11月20日付

埼玉 2633 市川 友博  
京都 889 熊内 智哉  
京都 890 香山 耀平  
京都 891 林 一茂  
京都 892 山本 裕之  
京都 893 藤原 大輔  
京都 894 宮下 剛  
広島 1877 下桶 敦司  
大分 810 西畑 百子  
大分 835 高橋 里美  
大分 839 首藤 剛志  
福島 1484 酒井 祥秀  
愛媛 850 平井 紀之  
愛媛 859 佐伯 耕平  
愛媛 860 矢野 岳志

## 長野会

### 「信州大学長野(教育学部)キャンパスで キッズサイエンス2017 (青少年のための科学の祭典2017 長野大会)開催」

長野支部 小池 純平



『会報ながの』第202号

去る8月5日(土)～6日(日)の二日間に渡り、信州大学長野(教育学部)キャンパスでキッズサイエンス2017(青少年のための科学の祭典2017長野大会)が開催され、今年も我々土地家屋調査士が測量機器を使った展示ブースを設けさせていただきました。

キッズサイエンスは公益社団法人日本科学技術振興財団の主催で、毎年開催されており、主に小学生や中学生を対象として、親子無料で自然や科学の不思議を楽しみながら体験できるイベントであり毎回大勢の子供たちと親御さんたちで大賑わいです。

長野県土地家屋調査士会としては今年で3回目の出展となりましたが、私、実は今回初めてお手伝いさせていただきました。まさかこれほどまでにお客さん達がやってくるとは正直思っておりませんでした。

連日の猛暑にもかかわらず、二日間で120組以上(総勢300名以上)もの方が我々のブースを訪れてくれました。一時的に混雑したときは、まるで某遊園地アトラクションの行列のような状態となり、我々スタッフはあたふたと大混乱となった程です。

今年はライカジオシステムズ株

式会社様の協力を得て、最新の測量機器(3Dスキャニング測量やGNSS)を利用した宝探しゲーム(事前に地中に隠したおもちゃを測量器を使って探し当てるというもの。さながら、亡失した境界杭を測量器で探しているようなものです。)を中心に、GPS体験や平板測量体験、トータルステーションの操作体験等を通じて、測量の面白さ、精密さ、正確さを体験していただきました。

お父さんやお母さんが測量器を操作し、ミラーを持った子供たちを宝の在りかへと誘導します。測量器に初めて触れるお父さんやお母さんは、スタッフに助けられな

がらでも、なかなか上手に操作できません。

誘導される子供達も方向や距離の感覚がなかなか掴めず、宝探しに悪戦苦闘です。苦勞してやっとお宝を見つけた時は、子供達はもちろん、お父さんやお母さんまでもが飛び上がって大喜びしていました。ミリ単位まで表示される測量器の画面の指示どおりに、土の中からピンポイントで現れるお宝を見て、その精密さに驚いている様子でした。

また、来場者の中にはこんな人達もいました。普段工事現場等でよく見かけるカメラのような器械に今回初めて触れてみて、『いつ



見事お宝を発見した親子



真剣な眼差しで平板測量を体験する女の子

かアレを覗いて見たかったんです。私の夢が叶いました』というお母さんや、『私も土地家屋調査士試験に挑戦してみようか…試験は難しいんですか?』というお父さんもいらっしゃいました。いやはや、何とも嬉しいですね。

それから、高校生の男の子達の集団が来まして、『俺達ちょうど今学校でトータルステーションの勉強してるんす。こうゆう職業があるなんて知らなかったっす。なんかカッコいいですね。』と興味津々な様子で、土地家屋調査士の仕事についての説明を真剣な顔で

聞いてくれました。

子供達のみならず、親御さんや高校生までが嬉しそうな笑顔で、土地家屋調査士が行う測定の体験をしてもらえたことが今回本当に良かったと思います。今回のようなイベントを通じて、一般の方達に土地家屋調査士という仕事について気軽にもっと、広く知ってもらうことができます。今後はキッズサイエンスだけでなく、様々なイベントに出展することができれば良いと考えております。広報部さん是非よろしく願いいたします。



測量器を覗く少年。  
お宝は見つけられたかな?

## キッズサイエンスで子供達に渡したチラシです

日本土地家屋調査士会連合会作成のPR動画

とち かとくちようさし  
**土地家屋調査士のお仕事ってなーに?**

私たち土地家屋調査士の仕事は土地や建物を調べて『登記』をする仕事です。  
土地家屋調査士になるには法務大臣が行う国家試験に合格しなければなりません。毎年、4500人前後が試験に挑戦し、400人くらいの方が合格しています。(平成28年度)

今日、皆さんに体験してもらった器械や道具を使って、土地や建物の大きさを正確に測ります。この作業を『測量』と言います。測量はみんなで決めた新しい点(境界)を器械を使って測ったり、色々な資料から、みんなのおじいちゃんやおばあちゃんが過去に決めた点(境界)を探したりします。私たちは、こうやって決めた点や探した点(境界)を測量して図面をつくり、法務局という役所に記録します。これを『登記』と言います。

ではなぜ、『登記』するのでしょうか?  
登記をすると、皆さんが住んでいるお家や土地が

「ここは私のものだよ」って「公」に言えるようになるからです。

皆さん、今日の体験が少しでもおもしろいと思ったら、  
将来私たちの仲間になって、力を貸してくれるとうれしいです!!

わたしたちはこんな図面を作っています。  
この図面は、「法務局」という役所に備え付けられて、みんなの家の敷地がどういう形なのかを、大勢の人がいつでも見られるようにしているよ。

広報キャラクター「地謙くん」

**土地家屋調査士とは?**

測量図

長野県土地家屋調査士会 <https://www.nagano-chosashi.org/>  
長野市大字南長野妻科 399 番地 2 電話 026-232-4566 FAX 026-232-4601

来場者に配布したパンフレット(主に小中学生向けに作成)

# ち ょ う さ し 俳 壇

第392回



初場所

深谷健吾

初場所や初めて受ける勝名乗り  
めでたさを御重に詰めて節料理  
子に子の親には親の三ヶ日  
相場師の顔の戻りて四日かな  
雪晴や三田の丘より富士の見え

当季雑詠

深谷健吾選

岐阜

堀越貞有

サンタさん待つクリスマススイブの夜  
日記買ふ三日坊主にならぬやう  
山日影受けほつと麦芽ぐむ  
妹が姉を従へ聖夜劇  
高浪にびくともせず浮寝鳥

茨城

島田 操

筑波より眺望遙か雪の富士  
仕合せは過ぎて知るもの残り菊  
精一杯生きて悔いなし木の葉髪  
山の四季冬紅葉にて締め括る  
山高く人の住むらし木守柿

茨城

中原ひそむ

身に入むや義弟実弟続き逝き  
岬まで海岸沿ひの野水仙  
星とぶや彼方岬の燈台へ  
固唾呑む台風余波の防波堤  
箒目の清しき朝の実万両

愛知

鍋田建治

秋霖に消え行く母の肩細し  
小春日の日を受け笑みの地蔵さま  
鬼ごっこ見てゐる祖父の日向ぼこ

島根

やまつつじ

名月の木影人影庭に伸び  
物干しの竹よろしき竹の春  
笹鳴の鳴けば木影の庭に揺れ

岐阜

川上義久

村総出して歓迎の芋煮会  
山村の軒を余さず吊し柿  
初雪に慌てふためきタイヤ替へ

今月の作品から

深谷健吾

サンタさん待つクリスマススイブの夜

堀越貞有

「クリスマス」とは、十二月二十五日、キリストの誕生の祝日。前夜のクリスマススイブから各教会で儀式がある。季語の傍題には、聖夜・聖樹・聖菓など多数。クリスマススイブ即ち聖夜の子供中心の一家団欒の光景を詠んだ一句か。十字のカタカナ文字によりハイカラ風なしらべの佳句となった。

島田 操

精一杯生きて悔いなし木の葉髪

「木の葉髪」とは、晩秋から初冬にかけて木の葉がしきりに落ちるように、人の髪の毛も目立って落ちるように思えること。冬の季節感とあいまって侘しさを感ずる。提句は、己の生き様を句材にして「我が人生に悔いなし」と言いきったところがお見事。哀愁の風情を詠みきった敬服の一句である。

中原ひそむ

箒目の清しき朝の実万両

「実万両」とは、季語「万両」の傍題。常緑低木である万両は七月ごろ白花が散房状に下向きに

垂れて咲き、球形の果実が冬、深紅色に熟する。千両とともに冬枯れの庭に彩りを添える。提句は、清々しい冬の枯山水の庭を見ての一句か。砂の「箒目」と真紅の「実万両」の取合せの妙に着目された敬服の一句である。

鍋田建治

小春日の日を受け笑みの地蔵さま

「小春日」とは、季語「小春」の傍題。小六月とも言い、陰暦十月の異名。俳句ではそのころの晴れた暖かい日を小春日・小春日和とも言う。この季語にはその温和さをいとしむ気持ちがある。お地蔵さんの顔は、「地蔵顔」と言っている。こやかかな、柔和な顔をしているのが普通。提句は、小春日と地蔵顔との取合せが妙。ほのぼのとした佳句である。

やまつつじ

笹鳴の鳴けば木影の庭に揺れ

「笹鳴」とは、冬の鶯は藪をくぐったり、雑木の低い枝を飛び移ったりしながら、チャッ、チャッ舌打ちするように鳴く。雌雄ともにこの地鳴きをし、春になると雄だけがホーホケキョと鳴くようになる。提句は、縁側より庭を見ての一句か。笹子の鳴き声と木影の揺れに着目して、春隣を予感する感性に敬服の一句である。

川上義久

山村の軒を余さず吊し柿

「吊し柿」とは、渋柿の皮を剥いて日に干したものを。縄に吊して干したものを吊し柿と言う。岐阜県には堂上蜂屋柿と言う千年の歴史を持ち、天皇や将軍に献上されていたと聞く干し柿の最上品がある。提句は、飛騨地区の風物詩である日差しの良い軒先の柿すだれの情景を見ての一句か。厳しい冬を迎える前の山村風景を活写した佳句である。

# 新年のご挨拶

土地家屋調査士国民年金基金 理事長 西本 孔昭

おめでとうございます。

新しい第一歩を力強く踏み出されたことと拝察します。

私が21歳の時開業した昭和38年頃には、まだ戦後復興と住宅不足解消のための建築ラッシュで、土地家屋調査士はどの方向に目を向けても依頼される業務は限りなく多く、しかも多種多様でした。土地台帳制度から不動産登記法大改正を経て、進歩の速度もその方向も時代と共に著しく変遷しています。「供給一路」から陰りを見せ、ものによっては「余剰の時代」、「荒廃の時代」を迎えて、研究も工夫も努力も求められています。変遷の歴史があるから、一層の発展を遂げている方もおられますが、多くの方々は苦難の時代を迎えておられますし、私のように気力・体力そして生産性の低下を余儀なくされている方もいらっしゃるでしょう。景気も血気も盛んな頃に、先輩に誘われて土地家屋調査士国民年金基金に加入して、助けられていることをしみじみ感じています。

既報のとおり、国の施策によって、全国都道府県の地域型国民年金基金と、職能型国民年金基金は基本的に大合併し、基盤の強化と運営の効率化を図ることとなりました。私たち土地家屋調査士国民年金基金は、完全に独立して運営ができるだけの加入者数には足りませんが、個人事業主たる土地家屋調査士本人やその家族・補助者にとって貴重な福利厚生役目を担い、加入者やその家族の相談にも乗って、適切で安全・安心な制度として貢献してきたことを、厚生労働省にも国民年金基金連合会にも説明し、高く評価されて全国国民年金基金土地家屋調査士支部として(全国で一、二しか認められない中で)事業運営していくこととなります。日本土地家屋調査士会連合会との連携(特に財務部のご指導もあつての事)によるものと、改めて一加入員としても感謝の気持ちを込めて付記し、共にそれぞれの未来に幸多かれと願いつつ、新年のご挨拶といたします。





# 謹賀新年

新しい年のはじまりに  
将来の備えを始めましょう



2018年3月末まで

## 新規加入・増口 キャンペーン実施中

\*現在、国民年金の掛金をお支払い中の方が対象です。

**新**規加入には…

1万円  
キャッシュバック

もれなく

+

TDR  
もしくは  
USJ  
ペアチケット

抽選で  
毎月1組

\*東京ディズニーランド、  
東京ディズニーシー、  
ユニバーサル・スタジオ・  
ジャパンのいずれか。

**増**口には…

2000円  
キャッシュバック

1口につき

ご加入時の年齢が  
若いほど、掛金は安く  
受取る予定の年金額は  
多くておトクだよ



### 2月がお誕生月のみなさま

翌月になると掛金が上がってしまいます。

**2月15日**までがご加入・増口のチャンス！

土地家屋調査士国民年金基金

フリーダイヤル

0120-145-040

(平日 9:00~17:00)

## 新年のご挨拶

全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会

会長 榊原 典夫

新年明けましておめでとうございます。

会員の皆様には、御家族揃いで穏やかな新年を迎えられたことと、心よりお慶び申し上げます。旧年中は全公連の活動につきまして、格別のご理解とご支援を賜り厚くお礼申し上げます。



さて、昨年はゲリラ豪雨が日本列島を縦断し、福岡県と大分県、秋田県と大きな被害が発生いたしました。被災された方々にはお見舞い申し上げますとともに早期の復旧・復興をご祈念申し上げます。

また、東海・東南海・南海地震が何時起こっても不思議ではないといわれる昨今ですが、毎年のように起こる水害も激甚災害の指定がなされるような大きな被害が発生しています。全公連では、協会相互の共助を目的に、加盟協会間において災害時の支援協定を締結しており、熊本地震では、全国の協会から多くの義援金を熊本協会に送金することができました。さらに、全公連と災害時の支援協定を締結していただいた企業からも機材の提供等を受けることもできました。

これらの支援により、熊本協会は、早期の復興事業に大きく貢献することができました。これも、ご支援いただいた全公連加盟協会と関連企業・団体様のおかげであり感謝申し上げます。全公連では、今後とも加盟協会相互の連絡調整を図り、災害時の人道支援と早期の復興支援が可能となる体制作りを行ってまいりたいと思います。

昨年の世界情勢も各地で争いが絶えず、我が国においても北朝鮮による核実験やミサイル発射などを受け、隣国の脅威も現実のものとなり、国内の経済財政状況も株価の高騰もありましたが、消費税の増税を控えアベノミクス効果も実感として湧かない今日この頃ですが、せめて年の初めには、明るい夢や希望を抱き、健康で元気に新しい1年が過ごせることを願いたいものです。

終わりに、皆様にとって新しい年が実り多き年で

あることと、ご家族様のご健勝をご祈念し新年のご挨拶といたします。

## 平成29年度第2回研修会

平成29年度第2回研修会が、平成29年11月13日と14日の2日間の日程で開催されました。



### (11月13日：1日目)

第1日目の研修には、「国土調査法第10条第2項委託業務について」と題しまして愛知県振興部土地水資源課の主任主査鈴木系一氏と公益社団法人愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会の業務部長安田一生氏をお迎えして講演をいただきました。



地籍調査については、平成12年度から一筆地調査について外注方式が採用され、平成22年度から、国土調査法第10条第2項の規定に基づき、国土交通省令で定める要件に該当する法人に対して一括した地籍調査の実施を委託することが可能になりました。



今までの外注方式との大きな違いは、従来はA工程やB工程については計画期間である市町村が行っていたが、A工程からH工程に至る全ての工程及び工程管理から成果品チェックまでも包括して委託することが可能となりました。

その後休憩を挟んで、「地籍調査事業について」をテーマに全公連委員会委員によるパネルディスカッションを行い、最後に10条2項の今後の展望についての講義が行われました。

愛知県岡崎市において愛知協会が受託された事例や愛媛県における愛媛協会の受託された事例を拝聴すると、土地家屋調査士が全工程を受託することにより、地籍調査の前提となる地図訂正業務についても並行して進めていくことが可能であり、E工程実施前の境界復元作業であるFR工程の実施、管轄法務局と協議を実施し、地積測量図を作成して法務局に備え付けたことなど、筆界を取り扱う専門家としての知見を地籍調査事業において取り入れることにより、不動産に係る権利の明確化に、より貢献できるのではないかと考えさせられました。



#### (11月14日：2日目)

2日目の第1部として、「復興業務に携わる協会からの報告」をテーマに大分協会と熊本協会における熊本地震後の取組について、各協会理事長から報告が行われました。

大分協会においては、熊本・大分地震、九州北部豪雨及び津久見市の台風18号豪雨災害において、それぞれの災害に対する支援期間、派遣社員数の報告が行われました。

熊本協会においては、熊本地震直後からの支援活動の報告が行われ、各々の復興事業



に対する支援期間、派遣社員等の報告が行われました。

両協会とも災害時における支援事業を実施されたことに対して、改めて敬意を表させていただきます。

2日目の第2部として、「復興業務と地図作成への提案」をテーマに、全公連と災害協定書を締結いただいているアイサンテクノロジー株式会社測地ソリューション事業本部測地特販事業部長代理の森下貴行氏、ライカジオシステムズ株式会社サーベイ&エンジニアリング営業部長の大八木正広氏から各社における災害時の取組、ソフトやGNSS機器についての紹介も交えて講演いただきました。

今回の研修会については、全公連が公益法人として各協会が行う公益目的関連事業としての地図づくり事業と自主事業として、多くの協会が行っている災害時における復興事業について、事業の参考としていただくため、全公連業務・研修担当理事による手作りで企画した研修会であり、今、各協会が抱える公益事業目的の拡大に向け、大変有意義な研修会であったと感じました。



(理事 熊谷直樹)



#### 会議経過及び会議予定

平成29年

12月8日 三者打合せ

平成30年

1月17日 新年賀詞交歓会

1月17～18日 第7回正副会長会議

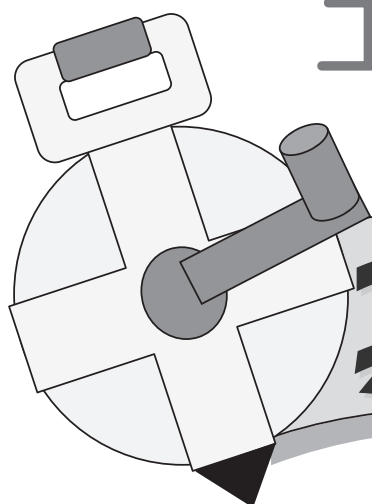
2月15～16日 全国理事長会議

2月16日 第7回理事会

6月28～29日 第33回定時総会及び第1回研修会

7月23～24日 第2回地図作成実務研修会

# 土地家屋調査士 賠償責任保険



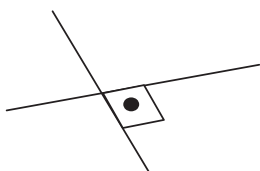
## 募集中

情報漏えい賠償責任補償特約  
の付帯をおすすめします。



### お支払例①

測量の際、境界標の設置  
を誤り、誤った面積を登記  
したために顧客に損害を  
与えた。



### お支払例②

事務所のパソコンがウイル  
スに感染し、顧客の個人  
情報が漏えいしたことで損  
害賠償請求を受けた。



### お支払例③

境界確認のための立会い  
の際に、立会人がころんで  
けがをし、通院した。



ポイント!

調査士に賠償責任が発生しな  
いケースでも見舞金の対象とな  
ります。  
\*ただし、事前に保険会社の同意が  
必要となります。

保険期間：平成30年4月1日から1年間

中途加入可能です。毎月20日締切・翌月1日補償開始となります。

※このチラシは保険の特徴を説明したものです。詳細は商品パンフレットをご覧ください。

### 【お問合せ先】

<取扱代理店> **有限会社 桐栄サービス** TEL.03(5282)5166  
〒101-0061 東京都千代田区三崎町1丁目2番10号 土地家屋調査士会館6階

<引受保険会社> **三井住友海上火災保険株式会社** TEL.03(3259)6692  
〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 広域法人部営業第一課

日本土地家屋調査士会連合会共済会

B17-101858 使用期限：2019年4月1日

## 告知板



# 土地家屋調査士新人研修修了者

平成29年度土地家屋調査士新人研修(中国ブロック協議会)の修了者は以下のとおりです。

## 中国ブロック協議会(28名)

### 広島会(13名)

前原 昭則 同道一太郎 山本 康介  
渡辺 寛高 下原 雅子 山根 毅  
松田 恭雄 亀山 貴司 清水 大輔  
高橋 秀典 内藤 善幹 山本 栄二  
志和 京子

### 山口会(5名)

荒川 猛 村田 淳 山本 裕  
安永 健士 角西 泰己

### 岡山会(4名)

大山 展央 右手 秀明 平山 学  
神原 淳史

### 鳥取会(5名)

原 祥二郎 猪狩 英明 西川 達哉  
坂上 浩司 松島 慎悟

### 島根会(1名)

吉田 浩輝

(順不同・敬称略)

計28名

## 編集後記

「新年の抱負を持つとき、何かを切り捨てよう」と決心をするなら、それは真っ先に『不可能』という言葉にしよう  
～ナポレオン・ヒル～

新年あけましておめでとうございます。今年は、来月開幕する冬季オリンピック・パラリンピックや、6月にはサッカー・ワールドカップ。昼夜を問わず、一喜一憂する楽しみな年になりそうですね。

ナポレオンと聞いて頭に思い浮かぶのは、フランスのナポレオン・ボナパルト。ご存じの方もいらっしゃると思いますが、ナポレオン・ヒルはアメリカの成功哲学提唱者です。

世界の鉱山王アンドリュー・カーネギーから、「500人の成功者から話を聞いて、20年後に成功する秘訣をまとめよ」との使命を約束した25歳のナポレオン・ヒル。1908年、初めて取材したのが、油まみれのヘンリー・フォード。まさか5年後に、世界中が「Ford」の車で埋め尽くされていることなど想像すらできず。

ある日、ナポレオン・ヒルは学生から辞書をプレ

ゼントされ、受取を断りました。受け取る条件は、辞書の中にある『不可能』の文字を消すこと。またまたフランスのナポレオンを思い出しますが、彼は『不可能』を『可能』に変えていった成功者を数多く見てきた体験に基づいてのことであったのです。

抱負を考えたとき、『何かを切り捨てよう』と峻別することは難しいですが、1年で達成できる『目標』を明確に掲げ、行動に移すことはできそうです。来年の今頃には、自然と『明確な目標』が生まれているのかもしれませんが、それが、『不可能を切り捨てる』ことにつながっていくのでしょうか。

本年も会報「土地家屋調査士」では、社会情勢に伴う日本土地家屋調査士会連合会の動向、各土地家屋調査士会の取組や、会員の皆様にとって有益な情報をタイムリーにお届けできますよう心掛けてまいります。広報部一同、よろしくお願いいたします。

広報部次長 山口賢一(長崎会)

## 土地家屋調査士

毎月1回15日発行

定価 1部 100円  
1年分 1,200円

送料(1年分) 1,008円

(土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収)

発行者 会長 岡田 潤一郎

発行所 日本土地家屋調査士会連合会<sup>®</sup>

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館

電話：03-3292-0050 FAX：03-3292-0059

URL：http://www.chosashi.or.jp E-mail：rengokai@chosashi.or.jp

印刷所 十一房印刷工業株式会社